

Title	一七八九年の革命 : G. Lefebvre ; Quatre-Vingt-Neuf : Paris. Maison du Livre Francais, 1939
Sub Title	Revolution in "1789"
Author	Lefebvre, Georges(Suzuki, Taihei) 鈴木, 泰平
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.24, No.1 (1949. 10) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19491000-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19491000-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 一七八九年の革命

— G. Lefebvre; Quatre-Vingt-Neuf —

Paris. Maison du Livre Français. 1939

ジョルジュ・ルフェーヴル

解説・紹介 鈴木泰平

ソルボンヌ大学フランス革命史講座担当主任教授ジョルジュ・ルフェーヴル氏は記念すべきフランス革命百五十年祝典に当り、「八九年」(G. Lefebvre; "Quatre-Vingt-Neuf" Paris, 1939) と題する小冊子を著はされた。表題に「一七八九年の革命」と称したのは本書「八九年」である。

本書は元、フランス革命百五十年祭に際し祝典國家委員会及びソルボンヌ大学フランス革命史研究所の委嘱に依り書かれたものであるが不幸にして発行後幾許もなくしてヴィシー政府の没収する処となり、爾來解散戦争が終る迄流布されなかつたものである。没収されたコピーは八千部に及んだと伝えられ、原書講読は絶望視されて

ゐたのであるが、幸にプリンストン大学教授パーマー氏に依り英訳され、一九四七年秋のアメリカ史学界に絶大な反響を生んだのである。筆者は今回ハーバート大学教授クレイン・ブリントン氏の寄贈にかゝる英訳本に依り多大の示唆を受け、直ちに内容紹介に着手したのであるが、印刻するに先立ち計らずも原著者ルフェーヴル教授に依り貴重なコピー一部を贈られ、直接原書に接し得られることゝなつたのである。

「八九年」は一言にして言へばルフェーヴル教授四十年に亙る革命研究の精隨であり亦革命研究の最高峰の一つであるが、全篇を通じ香気馥郁として自由への息吹に満ち、同時に再建さるべきフランス共和國の力強き歩みを

鼓吹して止まないものがあるのである。本書は然し乍ら所謂専門書ではない。革命に対する吾人の知識の如何にかゝわらず其れぞれのレベルに於いて充分とり入れられることが出来るものであり、専門家は専門家なりに其の所説に傾聴し得ることが出来ると共に一般知識人、学生も其のグレードに應じて味読し啓発される処の多いものである。本書が書かれたのは全歐的なファシズムの暗雲下に於いてあるが、教授が秘かに配慮し祈願したのは若き人々の未來とクリスト教文明の擁護であつた。幸い第二次大戦は「自由の理念」の勝利を以つて終結を告げたのであるが、此れこそ本書が堅く信じたものであり亦其の予言した所のものであつたのである。

ニューヨーク・ハンター・カレッジ教授ヒスロップ嬢

も云われる如く (Journal of Modern History.

December. 1947) 本書は大革命に志すもの、一度は必ず示教を仰ぐべきものであり、其の史的位置はミッシュレ・オーラル・マティエを凌ぐものを有しているのである。長く世界への窓を閉ぢられてゐた吾々にとつては本書は単に一箇の学説を提示する以上の意義を有してゐるものであり、同時に此れは近代ヨーロッパ・デモクラシーの帰趨に深い関心を抱いている人々にも何物か訴えて止まないものがあるのである。此の意味に於いては本

書は「自由の聖書」と云うことも許されると思われる。

教授の学風は一言にして言えば徹底した実証主義に則るものであり、此れが本書に見られる如き革命階級の明白な社会的概念を規定し貴族革命及び農民革命の位置を定立させたのであつた。虐げられた民衆のこよなき同情者として、又深き伝統に根立つフランス知慧の帰依者としての教授の筆致は其の飾と仰ぐジャン・ジョーレスに優る鋭い社会的感覚と豊かな芸術的センスを湛えてゐるのであるが、此れにも増して吾々は「人權宣言」に於ける柔軟極まる解釈と絶妙な史的感覺に酔はされるのである。其の擲る立場の如何にかゝわらず何人も教授の熱烈な革命への讃仰、該博極まる学殖及び詩的インスピレーションに打たれざるを得ないであらう。

教授は現在七十四歳、一八七四年の生れであるが、同年は奇しくも革命史学界のパイオニア故アルベル・マティエ教授の出生した年にも当るのである。教授の出身は史家ドウリュイの創設にかゝるリセイであるが、其の後長くリールに留つて専ら根本史料の探索に終始し、二、三の史料研究を除いては専門論文の発表は皆無であつた。此の間挙げるべき業績としては僅かにスタツプスの名著「イギリス憲法史」のプチ・デュテューとの共訳のみであり、マティエが耀しい労作を相次いで発表し

ているのに対して教授は殆んど沈黙していたのである。

教授の名声を一躍轟かせ、学界に不動の地位を占めさせるに至つたのは一九二二年の発表になる学位論文「フランス革命に於けるノール縣の農業問題」であり、以後「恐嚇政治下に於ける農業問題」「フランス革命」等が相次いで刊行され、特に農業経済史及び農民革命に関する論説は教授の獨創性を示して余りあるものであつた。

マティエ亡き後教授は其の創刊した「フランス革命の歴史的年誌」の主宰者に推され、更にサニヤックに次いでストラスブールよりソルボンヌに招かれ多年の学殖を傾けて斯界の指導に任じたのであるが、其の講義録はセーヴル高等師範学校に於けるもの及びアルマンコーラン叢書のテルミドリアン・ディレクターールと共に全十巻からなる革命全史を構成するに至つたのである。尙、現在教授はロベスピエール研究会の会長として激務に処されてゐる他、定本ロベスピエール全集の完成に努力され、同時に杉大な三部会召集に関する史料集成（コルプス）の編集責任者の一人として寧日なき活動を続けられてゐるのである。

内容紹介に當つては出來得る限り原著者の言著を載録し、生きた息吹きかの再生に勉めたが紙数の関係で止むなしく論旨の紹介と大意のみに止まつた所が多い。筆者とし

ては只管大過なきを期した次第であるが、微力の致す所充分に原書の意を汲み取り得ない箇所もあつた。謹んで原著者に御詫び申し上げると同時にルフェーヴル、ブリントン両教授の御好意に心から御礼申し上げる次第である。

本書の構成は次の如きものであるが内容紹介に當つては必ずしも正確に順を追つて居らず、又略した箇所も若干ある。英訳本に於いては各節間の区切及び表題のつけ方は正確ではなく訳者が自由に付したと思われる箇所も相当見出される。（頁数は原著に依る）

序説（五頁）第一章貴族革命（九頁）第一節アリストクラシー（十一頁）第二節王朝の危機（二十四頁）第二章ブルジョア革命（四十三頁）第一節ブルジョア（四十五頁）第二節ブルジョアの最初の勝利（五十三頁）第三節三部会（八十五頁）第三章民衆革命（一〇五頁）第一節民衆の動員（一〇七頁）第二節一七八九年七月十四日のパリ革命（一二五頁）第三節地方自治都市の革命（一三九頁）第四章農民革命（一四七頁）農民、農民反抗、大恐怖（一四九頁）第五章八月四日の夜と人権宣言（一七三頁）第一節宣言案と特權階級（一七五頁）第二節人権宣言（一九一頁）第六章十月事件（二〇五頁）第一節ルイ十六世の消極的抵抗（二〇七頁）第二節愛國派の分裂、二院制と拒否權（二二二頁）第三節民衆の示威（二二六頁）第四節十月事件

## 序 説

一七八九年の革命は其の窮局の原因を吾々の歴史の最も深い所から発しているのである。第十八世紀末期に於けるフランスの社会構造はアリストクラティクであつた。此の社会は土地が唯一の富であり、土地所有者が、其の土地で労働し生活しなければならなかつた人々の主君であつた。同時に淵源する痕跡を持つていたのである。(四) 疑もなく國王は長期間に渉る鬭争を通じて領主から其の政治権力を漸次剥奪し貴族僧侶を其の権力下に圧倒した。然し彼等は社会階級としては依然第一級の地位を占め特権階級として止まつたのであつた。処で商工業のルネサンスは富の新しい形式(動産)と第十四世紀に既に第三身分の名に於いて三部会に位置していたブルジョアを創り出したのである。

「其の発展は十五、六世紀の海洋発見と新世界の開発に依り促進され第十八世紀に於いては商工業は國民經濟に於いて枢要なる位置を占めるに至つた」。宮廷の財政を救済し官吏の多数を供給したのは此のブルジョアである。ブルジョアはフィロソフとエコノミストが後に單に形式のみを賦與したに過ぎない処の新しいイデオロ

ギーを形成した。斯くして貴族と僧侶の社会的地位、権力は相對的に低下し止む所がなかつたのである。然し國家の法律的構造は彼等に第一級の地位を保証していたのである。処で実際には經濟力、實際的手腕、未來への洞察の能力はブルジョアにあつたのであり、此の限りに於いては斯る不均衡は決して永續しないものである。一七八九年の革命はかくて事實と法律の間にハイモニーを打建(五)てたものであつた。然し乍ら革命の此の深刻なる原因は革命の全ての特質を説明してはいないのである。政治革命を遂行した、イギリスに於いては其の社会的展開は極めて穩便に行われたのであるが、フランス革命は反對に力に依つて實現されたのである。十九世紀ヨーロッパ大陸に於いては政治的變動はナポレオン軍隊に依り促進されたが此の場合では政府の行動は民衆の其れよりもより重要であつた。此れに対してフランスの第三階級は自己解放を遂げたのである。従つてアリストクラシーは吾国よりも外国に於いて長期間其の莫大な富と権力を保持していた訳である。フランス革命の此の特徴的性格は此れ等の直接的原因、特に他國に於いては事態の支配権を保つていた所の中央権力の瓦壞に発しているのである。恐らく辭職した國王が三部会を召集しなければ實際に斯る形式を持つてフランス革命は起り得なかつたであらう。其

れ故直接的原因は、ルイ十六世が他の方策を見出し得なかつた所の云はば政治的クライシズの中に存するのである。<sup>(六)</sup>

然し最初に其れから利益を得たのは、第三階級ではなく、亦民衆は最初の推進力でもなかつた。亦法的手段を欠いているブルジョア<sup>ブルジョア</sup>は國王を國民に差し向ける力もなく言わんや、農民労働者に至つては何等手段方法を持つていなかつたのである。此れに反し僧侶は其の會議に於いて、貴族はパルルマンと地方議會に於いて其の手段を持つていつたのである。シャトオブリアンはパトリシアンが革命を始めプレベ<sup>プレベ</sup>イヤンが其れを完成したと云つてゐるが、まさしく八九年に於ける革命の第一幕は貴族の勝利に依つて成立してゐるのである。然し貴族は其の社会的優越を保護してゐる王權を麻痺せしめた後、道をブルジョア革命に次いで都市の民衆革命に次いで農民の革命に開き、最後にアンシアン・ジームの廢趾の跡に埋れてゐる自己を見出したのであつた。吾々が其のライト・モチーフに於いて再建しようとするのは此れらの四幕である。<sup>(七)</sup>

## 第一章 貴族の革命

### 第一節 アリストクラシー

古代フランスの法律は三つの階級、僧侶、貴族、第三身分を區別した。其の数的割合は不確實であるが大要二千万の人口の中僧侶は十万、貴族は四十万に過ぎず、爾余は第三身分である。僧侶は名譽的特權以外多くの特權——定期的な國會、裁判所、免稅ドングラ<sup>ドングラ</sup>チェウイ<sup>チェウイ</sup>等を持つてゐるが物質的には國家、信者に依存する所はない。彼等は收穫物の十分の一を手得し、領有地は全土の十分の一に及んだ。司祭、司教は要するに、領主的賦課權を持ち、洗禮權を以つて王室まで支配してゐたのであり、更に其の權力は、ナント勅令の廢止以來カトリックに立歸つた後に於いて教育、救貧の領域にまで互つたのであつた。シェイスの言に依れば「僧侶は嚴密には社會階級ではなく一箇の職業であり」<sup>(八)</sup>、其のユニテは純精神的であつた。其れは完全にして神聖なる社會——教會——を代表するのであるが、然し社会的見地よりすればノーブルス——上級僧侶、司教僧院長とロチュリエ——主任司祭、助任司祭、司教會員——の別に分つことが出来るのであり、後者に於いては三部會に於いて第三階級の勝利を確保したロチュリエ特に主任司祭を見出すことも出来るのである。其れ故實際に於いては、階級としては上級僧侶と下級僧侶の二階級しかないのであり、「アリストクラシー」なる語はノーブルス上層貴族階級を意味して

ゐたのである。

扱て貴族は僧侶と同様名譽的物質的特權を持つてゐるがコルプ組織的団体を構成して居らず亦人頭税二十分の一税を仕拂わねばならなかつた。勿論全土の五分の一にも当る莫大な不動産と封建的權利を持つてゐたが、此れ等は下層貴族でも、農民でもブルジョアでも持ち得るものであり、此れを以つて實際にノーブルスと下層貴族を區別するのは困難である。結局眞に貴族を特徴づけるものは出生であり、其の優越を誇れるのは血統である。ダローランヴィエ伯爵にとつては、貴族は征服に依つてガロマンの土地と人民の主君になつたゲルマン人の子孫であつた。貴族は職業に就けばロチュリエに転落するのが常であるが、コルベールは嘗つて海洋取引を許したことがある。富裕で然も暇のある、貴族が自ら財産を管理する稀であつた。然し十八世紀の物価騰貴は貴族を漸次異質することは的な階級に爲し、中にはラフアイエットの如き莫大な相続財産で途方もない生活をする者もあればゲメネ家の如き破産に瀕する者もあつた。概して地方貴族は貧困であり其れ故封建的權利を放棄し税金を仕拂ふことは其の破滅を來すものとして恐れたのである。

此の武家貴族に対して法官貴族なるものがある。元來貴族称号賦與權を持つてゐた國王は、貴族の官職売買に

乗じて其の値段をつり上げるため枢要な官職に貴族の称号を賦與したことがあるが、此の結果新しい多くの官吏貴族が出現するに至つた。高等法院、會計検査院、樞密院等に依る官吏はかくして法官貴族になるのである。彼等は其のマーケットプライスが高いため富裕になり、漸次自ら財産管理を行つて、いつのまにか其の起原を忘れ誇を失つたのであつた。此のブルジョア精神の滲み込んだ新興貴族に關して興味あることは、彼等が資本主義、の展開に關與して其の行政權に於ける權力を利用し、或は封建的權力を行使して、利潤の獲得を目論見たことである。

クロア公はアンザン会社の設立に、アルトア伯はジャヴェ、ル工場の設立に關與しオルレアン公はパレ・ロワイヤルにアパートを作りエスパニアニャクとタレーランは投機をし、チェルビー侯、ロシュフーコー侯の如き大土地所有者はフィジョクラットに做つて土地の開発經營に従つた。

此れは然し結局領主的反動を招來すると共に農民の生活を極度に困窮化し、貴族の内部に於いてもブルジョアに近いものとミラボーの如き貧乏貴族を生み出したのであつた。然し此の展開の重要性を誇張してはならない、と云ふのは、貴族の大部分は致富の方法を知らないし又知らうと欲しなかつたからである。凡ゆる点から見て大部

分の貴族は十八世紀を通じて満足し國王は門閥貴族の特権を放置してゐたのであつた。カペー王朝の歴史は實際には対アリストクラシーとの闘争であり、ルイ十四世治下に於いて其れは止んだと思はれたのである。即ち貴族を地方行政に編入し、土地の統一を通じて王権は國家的統一を準備したが、其の相統者は、此の大いなる企てをなし得なかつたのであつた。十八世紀はブルジョアジーの擡頭と哲學の勝利に依つて、特徴づけられるのが常であるが、亦此れは貴族の最後の攻撃の徴表でもあり、革命の初期は其の頂点に當つてゐたのである。ネッケルを除く全ての大臣、官吏、行政官、司教、パルルマンは高級貴族であり、國王命令の登記批准権はパルルマンに留まり、地方議會の実権もラングドック・ブルターニュでは完全に僧侶、貴族の手中にあつた。つまり貴族のバルテイクュラリズムが繁えてゐたのである。斯くて官職独占に満足しない貴族は中央権力に介入し、凡ゆる地方行政を剝奪しようとしたのである。武家貴族と法官貴族は本來相反目し、離反する傾向にあつたのであるが、危機に際して地方議會も、パルルマンも相合して中央権力に對峙したのである。「斯くして王権は國家統一を成し得ず、結局地方的特権の残置、法律制度の不統一、度量衡の不統一、國內関稅、行制財制の混乱を通じて貴族のみ

が國民中の國民として残つたのである。此の間、新しい財政危機がカロンヌに國家の近代化を決意させる時がやつてきたのであるが、長い間の競走者は其の道を堰き止めたのであつた。<sup>(九)</sup>

## 第二節 王朝の危機

抑々王朝の危機の起原は、アメリカ獨立戦争と更に其れに伴ふ財政の不足に遡るのである。税金の増徴は此れを補ふには不十分でありネッケルは不可避的に財政改革を余儀なくされたのであつた。アン・シアンレジーム最初にして、最後の予算表たる一七八八年三月の國王宛の財政總監の歳入歳出表を窺へば、歳入、六億二千九百万リヴル、歳出、五億三百万リヴルで、差引一億二千六百万リヴルが不足であるが、實際はより大きいものであつたと思はれるふしがあるのである。財政困難の原因として通例好く王朝の濫費が説かれるのが常であるが、宮廷費三千五百万リヴルは、實際には予算の六パーセントに過ぎず、寧ろ問題は五〇パーセントを超える軍事、外交費三億一千八百万リヴルに存するのである。處で現存税金の増徴は既に余りにも高額であるため希み得ないものであり、特に一七二六年——四一年より一七八五年——八九年に至る物価六五パーセント、賃金二二パーセント増の数字より考へられる。民衆購買力の減退



を勘案すれば直接税、間接税は共に増徴不可能である。他方貴族階級は物価騰貴に批例して賃借金を引上げ、一六五パーセントに對する九八パーセント—現物に依る收入も同様増加してゐた。

要するにアンシアン・レジームに於いては富めば富むほど少く拂へば良いのであり、技術的見地よりすればクライシズは容易に將來さるべきものであつた。

其れ故残された方法は一つしかないものであり、必要なことは全ての人が仕拂ふことであつたのである。斯る事態を熟知してゐたカロンヌが提案したのは、塩價格の統一、凡ての土地所有者に依る地租の仕拂、國內関稅の徹廢、穀物取引の完全な自由であつたが、遺憾乍ら此れはアンシアンレジーム社会構造に打撃を加へる以上のものであつた。カロンヌの企圖し期待したのは斯る一聯の方策に依る予算の均衡、王權の強化、國家社会の統一であつたが、國王ルイの無氣力、無能力は全く其れを画餅に歸せしめたのである。其れ故革命の直接原因として國王、王妃の性格は第一に考慮さるべきである。國王は結局自ら其の意志を決し得ずしてアリストクラシーに相談を持ちかけたのであつた。一七八七年の名士会は此れに對し、地租仕拂の代りに行政權の讓渡と地方行政權の地方議會への委讓を求めたのである。

財政改革は斯くて單なる改革を超えて「社会構造」の改革に及んだ訳であるが、此の段階に於いて貴族階級の猛烈な反感と攻撃を呼ぶに至つたのである。

ルイが此の際執つた処置は、名士会から何物も得ないカロンヌの罷免することであり、其れに代つてブリエンヌを登用することであつた。

然し、此の大臣病患者は、私腹を肥やすに止まり、結局彼は正面切つて高等法院に当らなければならぬ破目に陥つたのである。

扱て、高等法院は新稅の協讚權は、三部会にあるものとして地租の登錄を拒否し、此の結果政府は一年を費して結局元の処に立つてゐるのに過ぎないのであつた。最後に、ブリエンヌは王命に依る一億二千万リーヴルの借金を企圖したがオルレアン公に反對され空しく終つたのである。高等法院は更に此れに乗じて逮捕状を非難し、國王の臣下としての個人の自由を求め、一七八八年五月三日には國家基本法を秘かに發表した。斯くしてアリストクラシーは其の成員を保護するため人權及び市民の權利を主張し、國王をして貴族の行政への介入を余儀なく認めさせたのであつた。

然るに政府はカロンヌが回避した非常手段に訴へるのを決意して、高等法院の最強硬派たるゴアスラー、モン

サペールの逮捕を命じ、更に宮廷派から成るクール・プレニエールを設立し、勅令登記を行はせたのである。此の裁判管区の改正を含む全般的な司法制度の改革は、斯して事態の発展の決定的契機となり、延ひては地方自治の破壊にまで進んだのである。処で此れに対する抵抗はより広くより暴力的になった。地方の高等法院下級裁判所の反抗は熾烈を極め、ブリエンヌは或る程度地方議會に於けるアリストクラシーの特権を認めざるを得なかつた。然しアリストクラシーは進んで特に古い地方議會ドーファイネ・フランシェ・コンテ、エノーの復活を求め、結局ブリエンヌは、三部会の召集をクール・プレニエールの廃止とバルルマンの復活を約束せざるを得なかつたのである。アリストクラシーは斯くして勝利を得たのであつた。

王権に対する貴族上級僧侶、地方議會、知事は斯くて強固なブロックを作り、凡ゆる方法で第三階級にまで訴へ其の支持を得たのである。此の結果カロンヌは最初の逃亡貴族として國外逃亡を余儀なくされたのであつた。扱て、アリストクラシーは当時の人に取つては、租税平等、立憲制及び自由の保証を求めてゐる限りブルジョアジから遠くないものであつたが、問題は第三階級がアリストクラシーの指導下についてくるかどうかにあつた

のである。然し貴族階級の中に其の権力に依つて全てを支配しようとする意図があり、且亦無條件に租税平等を認めない限り、此れは疑問であつた。貴族のカイエは明白に貴族特権の保存を求め、財政に於いてもアリストクラシーとロチュリエの間に區別を設けるのを認めてゐるのであり、要するにアリストクラシーは國民の名に於いてアブソリュティズムに鬭争を挑んでゐるのである。貴族の中に於いても三部会に於いて第三階級と連合し、八月四日の特権廃止にイニシアテヴを取つたものもゐるが、此れは彼等が近代國家に於ける優越性を放棄しようとしたものではなく上院を設けて其の主導権を把握しようとしてゐたものであつた。注意すべき点は彼等が合法的にフランス市民以外のものになるのを承認しなかつたとなることであるが、其れは少数に止まつたのである。換言すれば革命は共同一致に依つて為される筈のものであつた。処で第三階級はアリストクラシーの申し入れたことを尊敬と服従の念で受け入れるであらうか。凡ゆる場合に於いても彼等はさうしようとは考へなかつたのである、彼等は斷乎として法の前に於ける平等を要求したのであつた。此の点に於いて嚴密に言へば一七八九年の革命は始つたのである。<sup>(二二)</sup>

## 第二章 ブルジョアジーの革命

### 第一節 ブルジョアジー

住民の九六パーセントを占める第三階級に於いて、革命を指導し其の中から最も利益を得たものはブルジョアジーであつた。然し其れは必ずしも同質的ではなく亦其の数は極めて少数であつた。と云ふのは本質的に当時のフランスは農業國であつたからである。此れ等ブルジョアジーの中最も権力ある者は、金融業者、徴税請負業者であり、彼等は宮廷貴族への融資に依り或は軍隊御用商人として利潤を挙げてゐたのである。銀行業者としてはネッケル・クラヴィエール・ヴァンデンデルボイドの如き外國のプロテスタントが多く、亦水道会社、生命、保険会社の如き株式会社の形式に依り或は投機の形に依り巨富を積んだものも居り、此れ等の者が債権者として宮廷財政を左右したのであつた。

従つて國王、僧侶の債権者が、國庫貸付金の變動に最も敏感であり、其れ等が一七八九年の危機に重要役割を演じた、債権者の特別のカテゴリーを構成してゐたのである。此れに続いて海上貿易に依つて巨富を積んだ貿易商人が有力であつたが彼等はポルドー・ナント・マルセユに抛りアンティル諸島、サント・ドミンゴとの間で輸出

入十二億に上る取引を行ひ、國內ではルーアン・オルレアン・リオンを其の集散製造地とし立憲君主制の防壁を形成した。此れはフイヤン後にジロンドに成長するものである。処で当時の工業は未だ手工業の域を脱しないものであり、寧ろ貿易商業の一附随物に過ぎず、然も其れは毛織物、綿織物等の僅か二、三に限られてゐたのであるが、此の商業、手工業者は漸次國內政治で強力になつたのである。扱て、工業の未発達のため職人階級は一般消費の大部分を賄つてゐたが、職業別に依る同職組合は親方階級の利益擁護に傾き、下層職人階級は其の庄迫下に甘じなければならなかつたのである。

然るに自由経済派は漸次其の制度を攻撃し、亦國王も新しい親方制度を作つて独立を計り従來の親方階級の独占は漸次崩壊し始めたのであるが、商人經營に依る工場制手工業の發達は、自由職人階級を賃銀労働者の地位に追ひ込むことゝなつた。斯くして職人階級は一般に資本主義に反対であつた。サン・キュロットが出るのは此の階級からである。自由職業階級としては判事、検事、弁護士、公証人、医師、教員、出版業者、文士、ジャーナリスト等があり、裁判所が多かつた当時、法律家階級ジャーナリストの力は無視し得ないものがあつた。斯くしてブルジョアジーは各種各様の條件にあるものを内包

してゐた訳であるが、其の生活状態も多大の差異があり概ね金融、貿易商人を除き其の生活は困難であつたのである。然し其の生活様式は相互の親近性を増し、ブルジョアジーの道徳的擡頭と革命思想の伝播に資するものがあつた。

処で一般な富の増進とブルジョアの増加は其の教育への関心を高め終局的に其れはアリストクラジー打倒に向つたのである。

扱て、ブルジョアジーは其れ自体人間性全体に対応する生活と社会に関する概念を形成し、教会の超絶的思想に對して、地上の幸福と人間の權威を強調した。彼等は科学で自然を支配し其れを以つて一般的な富の増進に振向け、探求、發明、企業の精神に自由を賦與する方法を見出し得るのを信じた。其れは亦個人的所待得の増大、發明、冒險の魅力に依つて刺戟されるものであつた。此れこそ出生の別なく全ての人を一般的な競走に立向せる所の能動的思想であり、人類の限りない進歩が其等から將來さるべきものであつた。<sup>(二二)</sup>

ルネサンスに發してデカルトを経た此れはボルテールに至つて、明白に新秩序の原則を呈示したのである。此のフィロゾフの思想は凡ゆる道をたどつてブルジョアジーに滲透し、其の歴史的使命に就いての明白な意識を

與へたのである。扱て、人々は長期に涉り革命の独自の原困として見る立場から、此の知的、道徳的準備の重要性を誇大して考へてきたが、革命精神誕生に當つて實際的利害の役割過大に見ることは事実を歪曲するものである。

「半世以来人々は正しくも其の思想が社会的經濟的運動に根ざしてゐるかを示さうと努力したが、吾々は犠牲のみを感得させる理想主義を欠いては、眞の革命精神はあり得ないと云ふことを忘れる誤謬を犯すべきではないのである。疑もなくブルジョアジーの利益が最初に新しい秩序から汲み取られたのであるが、彼等は人間性の善に對し爲したと患心信じてゐたのである。彼等は正義と公正の君臨に對し道を準備したと説かれてゐるが、まさしく全第三階級は、ブルジョアジーと同様に信じたのであつた。革命の偉大なる日々の、ヴァルミーの、ジュマッポの、フリエウルの戦士は若しも彼等自身のみを考へてゐたならば、恐らく彼等の生命を危険に曝らすことはしなかつたであらう。<sup>(二三)</sup>」

## 第二節 ブルジョアジーの最初の勝利

凡ゆる点から見ても一七八八年夏に於いてはブルジョアジーが第三階級の名に於いて、王權とアリストクラシーとの間に起つる紛争に介入した徴証は無いのである。彼等が起つたのは三部会召集のニュースに接してからで

あつた。事態は三部会が一六一四年時の構成で行はれることを、パリ・パルルマンが規定してから一変したのである。かくしてアリストクラシーの反抗は今や公然と行はれ、サニヤックの言ふ処の「階級の闘争」が勃発したのである。

斯る状態に於いて、ブリッソーは六ヶ月に亙るアメリカ訪問を終へて後、「余は今一人の仲間も見出し得ない彼等は測り得ない遠い所に歩を進めたと云つてゐるのであつた。扱て、ブルジョアは特権階級に対するためのパトリオットを組織したが、其れにはラファイット・コンドルセ・ロシャブリュー・リアンクール候等の大領主が加担して、政治結社クラヴを結成し革命思想の宣伝に勉めたのである。然しアジテーションの中心として秘密結社がどの程度動いたかは疑問であり、寧ろ三十人委員会がより指導的役割を演じたものゝ如く思はれる。然し、実際の通信交通状況を考へれば地方ブルジョアジのイニシアティブの中には無視難たいものがあつた。ブルジョアジは次いで自由貴族下級僧侶を当込んで頭数制投票と特権階級との同数の定員増加を求めたが法的には定員増加は投票方式を決めるものではなかつたのである。何れにせよともかく頭初からブルジョアジは鋭い政治感覚を示し、デイジョンを始め、各地の農民労働

者の三部会カイエの作成を通じて巧みに大衆動員を行い、國民全体を動かすに至つたのである。処で此の場合、彼等が実際に頼りにしてゐたのは財政総監ネッケルであるが、事実ネッケルはミラクルを期待された者であつた。彼は所謂税金の前借で國家を一年間支へたが、此れが一時的なものであることは彼自身好く知つてゐたのである。彼の内心は三部会が財政特権の廢止に依つて予算の均衡を回復するまで時を稼ぐことであつた。

要するにネッケルは偉大な性格及び精神の持主ではなく、実現すべき計画についての総合的見識に缺けて居り、單に國王の缺點と王妃と王族の権力を知つてゐたに過ぎなかつたのである。

彼はカロンヌと同様間接的な方法に従ひ、再び名士会に訴へたのであつた。名士会に於いては第三階級の定員増加は投票方法を決定しないとの諒解の下に承認されたが、其れを承認した議事録の解釋には二様のものがあつた。階級別投票は法的には自明のものであるが、特権階級、第三階級は各々都合の良い解釋を下し政治的には其の批判の余地は残されたまゝになつて居り、最初から三部会は分裂を免れなかつたのである。

此の点に関する貴族の抵抗は熾烈なるものがあり、ブルジョアジをして止むなくラジカルな解決に走らせた

のである。此れより導かるべき結論は一七八九年二月の  
プロヴァンスの総会に於けるミラボーの「ローマではキ  
ンブリアン人を撃退するよりも貴族を一掃する方が重大  
事である」とのマリウスの言を引ける演説に相應するも  
のであり、現実には一七九三年のサン・キュロットが此れ  
に應へたのであつた。

扱て、選挙の手續は貴族階級に於いてはバイヤージュ  
の二つの議会に於いて二段階で行はれたが、ブルジョア  
ジーのは極めて複雑であり、都市、農村、職業に依つて  
も異なる所があつた。全般的に指名制、口頭制の方法は  
公共生活の訓練を経てゐる、ブルジョアジーには有利で  
あり、自分の意志を充分表明し得ない農民に比較して彼  
等は圧倒的に多数当選したのであつた。其の二月、三月  
に於ける選挙を通じて特権階級のイニシトティヴは純粹に  
個人的に止まつて居り、パトリオットはより積極的であ  
つたがブルジョアジーが下級議会、バイヤージュ、都市自  
治議会をリードするのに協同したのは疑いのない所であ  
る。特にラファイエット、ラリー・トランダール、ク  
レルモントンヌール、ノアイユ伯、タレーラン、シャン  
ピオン・ド・シセの如き自由貴族自由僧侶が当選し、且  
亦ロベスピエール、ブゾアの如き、若年の地方的名声を  
得てゐた者の当選を見たのも注目すべきことであつた。

シエース、ミラボー、ラファイエット等も何れも有能なる  
人物であつたが、何れも政治的識見、手腕に於いて難  
点があり、「要するに一七八九年の革命を一身に実現する  
までに事態を支配し得る者は一人もなく、まだ其れは第  
三階級の共同事業に止まつたのである。」<sup>(一四)</sup>

扱て、三階級の選挙人は其の代表を選ぶ前に陳情書の  
リストを作るために協同したが、此れ等パロアースのカ  
イエは民衆の忠実なる鏡ではなく、バイヤージュのも同  
様であつた。三階級のバイヤージュのカイエを比較する  
と絶体権力に対しては一致して反対してゐることが認め  
られるのであり、即ち三階級は同様徴税権を留保する憲  
法と定期的国会の召集、行政の地方議会への委譲、個人  
的自由、出版の自由を欲してゐるのであつて、又此の限  
りに於いて彼等は全てモナーキストに止まつて居るので  
ある。カイエは亦特にブルジョアジーの宗教的無関心を  
示してゐるが、此れは彼等が特に俗的であつたと云ふの  
ではなく、例ヘルソーの自然宗教に惹かれてゐたにせよ  
教会と國家の分離を考へてゐた訳ではないのである。カ  
イエは要するに本質的に政治、行政の改革に關しては全  
て一致してゐることを示したものである。但し三階級の  
國家に於いて占める位置に關する限り鋭い対立が見られ  
たのであり、各々求めるものの中には著しい差異が存し

たのであつた。

扱て、改革すべきことは多くあつたが、末だ手遅れではなかつた。然し最早や一刻も失うべき時がないのにも拘らず宮廷は依然として無為に過したのである。更に悪いことに、新しい事態の勃発は宮廷と第三階級の間を引き離し、宮廷は急速にアリストラシーに対する不満を忘れて仕舞つたのである。今や宮廷とアリストラシーは相互に其の伝統的な社会秩序を共同して守るために提携するに至つたのであつた。

### 第三節 三 部 會

一七八九年五月四日、國王召集にかゝる三部會は、財政難打開の目的を以つて開かれたが、ジェルサイユを其の開催地として選んだことは無思慮なことであつた。と云ふのは宮廷の豪華な生活が、徒らに第三階級を頑固にしたに過ぎなかつたからである。會議の主要事項は平等の基礎に立つ租税の協賛を求めたものであつたが、特權階級が各一級別の會議を構成するため議員の資格審査に着手するに及んで議題の討議は不可能になつた。資格審査に当り第三階級の位置は極めて困難であつた。即ち特權階級に倣つて資格審査を行へば、当然階級別投票制を認めることになるからである。然も此の場合公然階級別投票制を否認すると違法になるのであり、此処に於いて

第三階級は會議の延期と共同審査を提案したのであつた。

他方國王側に於いては議事進行に必要な方策を全く欠いて居り、僅に討議の指導者としてバイイが選ばれたに過ぎず、此の間「第三階級は自ら其の名をコンミュニオン(一五)(下院)と代へたのである。」

扱て事態の打同に勉めたのは、僧侶階級であるが、第三階級はミラボーが云つた如く「平和の神の御名」に依つて其の合流を求めたのであつた。然し下層僧侶の分裂を恐れた上級僧侶は此処で國王の干渉を求め、親臨會議が再び要請されるに至つた。第三階級は此れに対して資格審査の、會議終了までの延期を以つて應へ、一ヶ月に亘る紛争を経て此処に運命的な三部會の分裂が決定したのであつた。

第三階級は斯くて國民議會を構成し、歴史的なテニスコートの誓で自ら其の堅い結末と理想を確認したのである。此の國民議會設立宣言に當つては八九人、テニスコートの誓に當つては一人の脱落者を出したが、テニスコートの誓は僧侶を含めて五七七に達し法律革命は實質的に此処に終了した。他方國王は、六月二十三日の親臨會議でカイエに盛り込まれた立憲制の要求と貴族の封建的權利を確認し、少くとも國王は立憲君主制になるのを受け容れ原

則的には政治問題は解決したのである。然し六ヶ月以前に制定された此のプログラムが第三階級の承認を得たかどうかには就いては多大の疑問があるのであり、何れにせよ余りにも時期が遅過ぎたのであつた。

第三階級は次いで憲法の制定に着手したが、國王、貴族は第三階級の合同を諦め武力による第三階級の服従を決定した。然し貴族の大部分は武力行使に於いては慎重を極めて居り、結局國王が自ら、パリヴェルサイユ近郊に軍隊の集結を行つたのである。此の場合軍隊集結の口実になつたのは民衆の叛乱と物資欠乏に伴ふ擾乱であり、其の眞の意図は云ふまでもなく國民議會の解散にあつた。斯くて武力の脅威に立つた國民議會を今や救ひ得るものは言論ではなかつたのである。民衆の力こそ其れを救ひ得るものであり、其の打撃に依つて即刻アンシア・レジームは打ちのめされたのであつた。

### 第三章 民衆の革命

#### 第一節 民衆の動員

扱てフランス全体は事件の推移を異常な関心を以つて眺めてゐたが、パリ及び地方に於いて六月末までに三部会に就いて論じたものは稀であつた。当時秩序の維持は実際にはブルジョアジーのガルドではなく地方軍に委さ

れて居り、國民議會がブルジョアジーの利益を考慮して其の大規模な設置に乗り出したのは事態が更に急迫し反革命行動が熾烈化してからのことである。

ブルジョアジーの中、銀行家ドラボルド、貿易商人ボスカリーの如く武器貯藏及び犠牲者の補償のため基金を出したのもあつたが、民衆軍の主体はサンアントアトヌ、マレー地区の職人小店主階級であり、ユルポラシオンの職人、徒弟は其れに指導されてゐたのである。パリの人口、五、六十万に對し大体職人、労働者の数は七万五千であり、其の家族数は二十五万より三十万の多きに達したが「全体として彼等は階級に關する明白な意識を持つてゐなかつた。若しも持つてゐたならば、一七八九年の革命が可能であつかどうかは疑はしいのである。」<sup>(一七)</sup>

「労働者は恐らくアリストクラシーに對峙する第三階級の残余の者と共同するのに同意したのであるが、第三階級は後年のドイツに於けると同様、斯くも恐るべき同盟者の支援を断念したに相違ないのである。」<sup>(一七)</sup>

職人労働者階級はアンシア・レジーム及びアリストクラシーに不満を持つてゐたのであるが、第三階級ブルジョアジーの勝利に際しては同じ利益を直ちに貴族からとるのは断念しなければならなかつたのであつた。政治的には彼等はデモクラシーへ加担してゐたが其の約束を



誰が果してくるかに就いては考へてゐなかつたのである。三部会の召集が民衆の目を蔽つた神秘的性格を好く理解出来るのは、此の労働階級の考へに依つてである。

此の斯くも異様な事件は明白にして然も曇つた希望——國民再生の其れと人間がより幸福になれる新しき時代の其れ——を湧き立たせたのである。革命が初期に、貧民が地上の樂園の到來を自發的に見分ける所の、此の生れつゝある國家に於いて宗教運動に対比されて考へられるのは此の面アスペクトに於いてである。」

処で革命的理想主義を育んだのも此の竈に於いてであるが、民衆の此の偉大な希望は貴族が頑強に特權維持を計りブルジョアジイが農民、職人労働者と結合してゐる限り阻まれたのである。彼等は武力に依る三部会の解散及びプロシヤ軍の干涉を信じ、更に外國宮廷との陰謀をも信じたのであつた。七月始めには外國軍隊の侵入まで信じられ此処に第三階級全体は「貴族の陰謀」を信ずるに至つたのであつた。

扱て「民衆動員は若しも恐るべき經濟的危機が其の生命を危機に曝らさなくても此の恐怖、希望に依つてのみ促進されたであらうか。此れには恐らく果しの無い議論が続くであらうが、ともかく多くの都市に於ける一七八九年の擾乱が其の起因として、貧困を原因とするパン価

格の軽減を有してゐたのは確かである。同様に反乱はブルジョアジイの利益のためにアンシアン・レジームの体制を崩壊させるのに寄與して革命の成功を助けたが、此れは彼等の意志ではないのである。」(一九)

処で他方、若干の經濟的危機の投入が貴族陰謀がたくまれてゐると云ふ思想を奇妙に強めてゐるのであり、其れ故此の經濟的危機が革命の直接的原因に包含さるべきことは論議の余地のない処である。

扱て、經濟的危機は、古代フランスの場合と同様本質的に穀物收穫の減少と相次ぐ不作から結果したが、穀物の大生産地を除き、人々は通例雜穀入のパンで我慢し、革命前夜では比較的に充分であつた。然し一般的に南部は收穫に恵まれず北部と外國に依存し、輸送條件の劣悪と相俟ち全國の平均的な穀物貯藏は困難であつた。

特に端境期の困難は全國的であり、或る程度の持ち越し食料を持つてゐなければ、危険であつた。其れ故、各地方、各縣は常に充分なる量の貯藏を欲して居り、其のため地域的移動も困難で、對外輸出の如きは總生産量の二パーセントに過ぎなかつた。かくして穀物商業は嚴重に統制されてゐた次第なのである。其れ故農民は必ず都市市場に於ける其の売却を規定され、商人は一般消費者の購入した残余しか買入出來ないのである。重農主義

者は一時自由取引を唱へたが実験の結果は失敗であり、一七八七年には再びブリエンヌが其の輸出を試みたが、此れも全く失敗であつた。此の結果八八年夏から八九年七月にかけて穀物価格は騰貴して止む所がなかつたのである。此の危機は次いで全く性格の異なる所の他の危機を伴つたのであつた。即ち数年間に亘り葡萄栽培は異常な豊作であり価格は暴落してゐたのであるが、此の数多い葡萄栽培者にとつてパン価格の高騰は極度に痛く響いたのである。経済危機の他の成因は穀物收穫の減少であつた。減收は然るにトルコ、ロシヤ戦争に伴ふレバント貿易の途絶、及びヨーロッパの一般的減收に依つて補充されることはなかつたのである。更に此れには英仏通商條約に伴ふフランス織物工業の不振一般的な失業が加はり、一七二六年——四一年に対し、一七八五年——八八年に於ける物価、賃銀の騰貴の比例六五％に対する二二％——に見られる如く——農業危機は工業危機をも惹き起したのであつた。

民衆は此の経済の危機に対し、別箇の見解を持ち、領主、商人、パン屋の独占がパン価格を吊り上げたと考へたものである。

「エコノミストは、屢々自由取引を主張したが其れが縦令、正しいとしても土地所有者、商人を潤すことは明らか

であり、彼等は貧民の不幸は攝理に依るものであり社会の進歩は貧民の犠牲のみにより実現すると、憶面もなく主張したのであつた。

民衆が結局最も單純にして必要欠くべからざる方途と考へたのは、穀物統制への復歸であり、其の嚴重なる実施であつたのである。<sup>(二〇)</sup>

斯くてパン価の高騰と欠乏は穀物市場を中心に生産地にまで及ぶ一般的叛乱運動を促し、更に驚くべき浮浪人——三百万——を發生させた。此の農村に於ける浮浪人に対する恐怖は次いで都市に及び、続いて浮浪人への恐怖と貴族が触発した恐怖の間の連絡が急速に拡つたのであつた。

民衆は此の場合、貴族が独占を促し、第三階級を困らすために穀物を貯藏してゐると考へていたのであるが、此の経済危機に乗ずる「貴族の陰謀」は第三階級の解放を阻害するのみならず、漸次略奪と殺虐に依つて其の絶滅を計る巨大な機構になつたのである。

感情は今や極度に高まり、ネッケルの罷免が火薬庫に於ける松明の効果を伴つたのであつた。

ネッケル罷免のニースに引き続いてパリには多くの擾乱が始つたが、之にはフランス正規軍の一部が合流する有様であつた。人々はカミーユ・デムーランを取りまき、

マラーは群衆をポール・ロアイヤルに向け、ダントンはテアトル・フラン・セーズを煽動した。市街は漸次無秩序に陥ると共に、國會は國王の軍隊下に陥つた。然し宮廷の計画が如何なるものであつたか、事態の真相は一向に不明であつたのである。此処に於いて、軍事的な然も防衛的反動が急速に起つたのである。パリコンミーンには常置委員会が設けられ、ブルジョアの指揮の下に防衛処置と各区八百名より成る防衛軍の編成が企図された。処で問題は武器、彈藥の整備、補給にあつたのである。市廳の他、リュクサンブールにもシャルトリユウにも其れは皆無であり、人々はバスチーユにあると見當をつけたのであつた。扱て、「反革命の神話は囚人解放のため愚かにもバスチーユを攻撃したパリの民衆を描いてゐる」<sup>(二〇)</sup>のであるが、實際に其処には囚人はゐないのでありサン・アントアリーヌ地区の者は攻撃するために來たのではなく武器、彈藥の配分を管理人に求めに來たのである。バスチーユは突然の攻撃には耐へ得るものであるが守備員は、八十の老兵とフェリウ大尉に率ひられた、三十のスイス兵に過ぎないのである。然し斯る弱点は外部には分つてゐないのであり、バスチーユ攻撃は予測し得ない一聯の事件の結果起つたのであつた。

バスチーユ事件後、一時バイイの市長就任とラフアイ

エフトの軍司令官の就任に依り事態は静まり、ルイはネットルを復職するに至つたが、ルイは完全に幽閉状態にあつた。其のため彼は一時國外逃亡を考へたほどである。然しパリではアルトア伯の陰謀を始め、貴族陰謀の恐怖は絶えなかつた。外國に逃亡する者はアルトア伯、コンデ侯を始めとして急速に増加し、民衆革命の勝利は一向に此の事態を改善しなかつた。此処に於いて革命裁判所、監察委員会の設置が急速に目論まれるに至つたのである。今や陰謀は單なる幻影ではなく一箇の現実になつたのであり、此れは結局に於いて國民公会の恐嚇政治を將來しなければ止まなかつた所のものであつた。將に人々は貴族革命が革命史の鍵の一つであると考へることが出来るのである。

処でネットルの罷免とバスチーユの陥落は驚くべき反響を地方自治都市に與へた。革命派は殆んど暴力に依らずして行政権を掌握し、アンンアン・レジームの地方機構は急速に崩壊した。然し眞にデモクラティックな展開がなされるのには時間を要したのである。

民衆は革命救済のため強く團結の必要を知り、更にフランスの自治的再聯合が考へられたに至つた。民衆は此の間、間接税の廢止と、穀物取引の嚴重なる統制を求めたが、國會は直ちに其れを認めなかつた。税金は新税制

が建てられるまでは据え置くことと穀物の國內取引の完全なる自由が其の回答であつた。

其れ故此れは「牛に説教」であつた。地方の都市革命を特徴づける叛乱が其の直接原因として物価騰貴乃至貧窮を持つてゐたのは特徴的であるが、然し此のことは貴族陰謀の恐怖が人々の氣持を燃え立たせないと言ふことではない。西部ではイギリスのプレスツ侵入を、南東國境ではピエモント軍のドーフィネ進出を、ボルドーではイスパニヤ軍の進入を各々恐れてゐたのであり、地方的パニツクは増す一方であつたのである。つまり地方都市はバリと同様、警戒的状态にあつたのであり、人々は大恐怖の前夜にあつたのである。

## 第四章 農民の革命

### 第一節 農 民

「住民の四分の三を占める農民は七月十四日までには問題にならなかつた。バイヤージユの陳情書も彼等の苦情に就いては明白に言つてゐないのである。然るに彼等は突如、特有の課題を携へて封建制に致命的な打撃を興へたのであつた。其の叛乱は革命の最大の特徴的事実の一つである。」<sup>(二)</sup>

一七八九年に於いて農民の大部分は身分的に自由であ

り、土地所有、労働、訴訟は自由に為し得る所であつた。但しフランシエ・コンテ、ニヴェルネには、未だ奴隸制があつたのである。然し此れとてもイギリスと異り財産の処分権と相続権を持たないだけのもので、所謂其れは隷農<sup>マンモルト</sup>であつた。

扱て、農民の多数は土地所有者であり、其の広さは当該居住地の三〇パーセントに上つた。其の割合は北部では密であり、南部、西部、都市近郊では減少してゐる。此れに対して充分なる土地を持たない農業プロレタリアートは北ボカージュでは三〇パーセント、ヴェルサイユ近郊では七〇パーセントに上り、全般的に小作<sup>フェルタージエ</sup>或は折半小作の形で生活し所謂農村プロレタリアートの数は僅少であつた。斯くて農民は概ね大小作人、折半小作人、日雇に分つことが出来るのであり、此の中、土地を持たない大小作人<sup>グラン、マエルミエ</sup>が最も富裕であつたのである。

処で不幸にも大部分の農民は、自活し得るだけの土地を持たず、亦耕作の後遅性も其の貧困の重大原因をなしてゐたのであつた。

北部、東部では土地の細分化と休閒地制が行はれてゐるのに対して西部では、耕地は土地の一部しかなく、全般に二圃乃至三圃制が耕地の半分或は三分の一を荒地にしてゐる状態で、農民は、生活するために現在より遙かに

多大の土地を必要としてゐたのであつた。十八世紀には農地所有者は殖えてゐたにも不拘相続に依る分割は所有区域を狭めて居り、要するにアンシアン・レジーム末期には農業危機が存在してゐたのである。<sup>(二三)</sup>

扱て、農業プロレタリアートの生活は共有地<sup>コミュニテ</sup>で行はれてゐたのであるが、貴族は此の地にも封建的権利を及ぼし、彼等の抗議と反抗を受けたのであつた。又折半小作制も物価の六五%高に對して二倍の小作料がとられてゐるため農民には不利であり、耕作人、折半小作人は賃借権のある土地の交換からは何物も得ないのであつた。

即ち既に土地を持つてゐた農民が農地の再配分を支持しなかつたのである。農民は亦タイユとデイーム(十分の一税)を仕拂ふ義務を持つてゐたが、前者は労役の形で後者は現物で仕拂はれ一七八九年の物価高騰に際してはタイユは一億二千万に上つた。扱て、封建的な権利に關しては固有の封建的なものと領主的な其れと區別して見なければならぬ。前者に属するものはフランフィーフと云はれる特別の賦役であり、後者に属するのが裁判権、狩猟権、製粉権、個人的コルヴェであり、後者の中でも直接土地に向けられるものと身分に對し行使されるものがあつた。

領主的反動の中最も農業プロレタリアートの反抗を受

けたのは共有地としての休閒地の分割、売却であつた。「エコノミストは耕地の改良を阻害した此の共有地を攻撃し、又大部分アリストクラシーに属してゐた土地所有者は此の意見に加担した。共有地の売却に最も利益を得たのは此のアリストクラシーである。」<sup>(二四)</sup>

農民のカイエに依れば多くの封建的、領主的賦課に對する不満が述べられてゐるが、實際には農民の本心を全て言つてゐるのはないのである。亦封建的、権利デイームの廢止に對して全ての農民が同じ利害を持つてゐた訳ではないのである。然しアリストクラシーに對しては都市住民以上に不満を持つて居り、其れ故其れに致命的打撃を與へるに至つたのは自然であつた。

扱て三部会召集に當つて農民は國王が彼等に其の苦情を言はせるやうにすれば、此れは國王が彼等に満足を與へるのを認めることであると結論した。

然し其れは事態が悪くなる場合に國王、徵稅人及び領主に仕拂ふことであつた。処で自發的に貴族陰謀の思想が生れ、ブルジョアジーの場合より以上の力を持つて其れは伝つたが、其れは農民が封建的権利は貴族にとつて動かし得ないものであることを一千年來の經驗に依つて知つてゐたからであつた。三部会の無力と農民に關する全き沈黙はかくで其の陰謀に歸せられたのである。

農民が都市の動向を知つたのは穀物市場に於いてであるが、其処で彼等は都市住民と共通の思想に導かれたのであつた。都市の叛乱は農民にとつては合図であつたのである。

経済的危機もブルジョアジーの場合と同様に貴族陰謀を促進し、不作よりする生活困難、膨大な浮浪人の発生は七月十四日以前に各所に地方的パニックを起してゐたのである。「斯くして経済的危機の革命の結果は、二重になつたのである。一つは其れが農民を怒らせ、何よりも先きに農民を賦課金の形で生活資料（生活資料）を取り上げた徴税人と領主に差し向けたことであり、他の一つは、貧困を増大した其れが結局貴族の陰謀を考へさせる不安の念を一般化したことであつた」（二六） 処で三月末のプロヴァンスの叛乱を始めとする農民の擾乱はパリのを待つてゐた訳ではなく地方近郊の其れで充分であつた。七月までに至る所で領主、共有地森林への侵入破壊が始つたのである。「彼等の本質的目的の一つは領主権を放棄させること特に規定を採録してゐる文書を焼き棄てることであつた。人身に対する暴行は稀であり犠牲者について言はれてゐることがあつても記録は何等其れを認めてゐないのである。」（二六）

扱て此の運動から信じ難い力を大恐怖は得たのであつ

た。大恐怖は元來地方的恐怖——其の一は政治的危機と結びついてゐる——に発したもので、他面社会経済的な事態——浮浪人への恐怖——に根ざしてゐるものであつた。大恐怖の最も特徴的なことは自律的と称される、六個のパニックが多く、潮流を仕立て、其の中若干のものは遠隔の地域までたどり得るものであつたことであり。また、他方地域全体を被うやうに分化してゐつたことである。

一八四八年のノルマンディーと、一六八八年後のイギリスの場合でも遠隔の地域に及んだのであるが、大恐怖はフランス全体に及んだのであつた。然し現実に大恐怖を知らない地域もあるのであり。ブルターニュ、ロレーン、アルサス、下ラングドック、エノはさうであつた。大恐怖を伝播し、煽動したものは明瞭ではないが、「何れにせよ大恐怖が活発な防衛的反動を起し、農民に武器を取らせ、農民革命を刺戟し、貴族に対する敵対行為を強化したのは疑ふ余地がないのである。」

然し縦令、大恐怖が農民の叛乱を特に強化したにせよ其の原因ではないのである。何故なら叛乱は既に始つてゐるからである。（二七）

## 第五章 八月四日の夜と人権宣言

## 第一節 人權宣言案と特權階級

民衆革命展開の間、國會は果しない議論を続けたが、憲法委員會は民衆に新秩序の原理を與へ亦バルナーヴの云ふ処の國民のカテシズムを作るためにライエツト、ンヘース、クルヂユ、ムーニエ等の人權宣言言葉を検討した。然るに人權の宣言は特權階級を脅かすものであり、特權階級は自然權は拘束し得ない絶体的のものであるが、法律は制限をなし得るものとして反対した。

特に貴族階級は名譽的特權とフィーフを失ふのを恐れたのである。又都市、農村が特權をもつてゐる限り第三階級の内部にも不満を見出し得ないのでなかつたのである。

扱て、民衆の革命はブルジョアジーの勝利を確實にしたが此の意味に於いては七月十四日は「神聖」なる革命」であつた。

然し權利宣言に関する限り、民衆特に農民とブルジョアジーの間は一致して居らず、民衆の感情は自由經濟に反対であり穀物統制への決定的復歸であつた。此の点に関する限り、兩者の分裂はラヂカルであつた。処で「法律革命は下級僧侶と自由貴族の協力に依つてのみ勝利を得たのであり此の限りに於いて彼等の特權を全て剝奪するのは慎重を缺いてはゐらないであらうか。」<sup>(二八)</sup>

宣言に当りクルヂユは斯くて封建特權の買戻の方法を示唆し、自由貴族の一人エギヨン候がイニシアティヴを取ることゝなつたのである。

かくして、ノアイエ伯はかくて人權宣言に先立ち國會をして封建制度の廢止宣言を行はせる事とし、エギヨン候は買戻の權利は財産であり、財産は神聖なる權利であるとして其れを正当化したのである。要するに身分的ルドヴァンスは補償金なしで廢止されたが實質的なルドヴァンスは買戻されることが宣言されたのであり、財政特權に關しては何等異議はなかつたものである。処で法的観点よりすれば身分的ルドヴァンスと實質的ルドヴァンスの差別は困難であり、特に十分の一税と長子相続權に關しては論議の岐れる所であつた。ミラボーとシェースは此の点で議會の決定を攻撃したのである。何れにせよ「國會は其の仕事に幻像を抱き過ぎてゐたが、ともかく、其れは数日にして國民の法的統一——アリストクラシと封建制の廢止を伴ふ——を完成し、國王が長い間努力した仕事を全うする光榮を担つたのであつた。」<sup>(二九)</sup>

## 第二節 人權宣言

八月十二日、絶対封建制の打倒を終つた國會は、何物にも遮られることなく宣言の起草に入つたが原案の二十

四ヶ條は十七ヶ條になり、特に社会秩序に対し宗教、道徳が、公共的信仰と同様尊敬さるべきであるとする案に關しては、白熱的論議が起つたのである。前文は宣言を「最高存在」の庇護の下に置いてゐるが当時人は宗教に關してはカトリックを信仰してゐたのであり、公共の信仰は其の独占する所であつた。教職者は國會が國家の宗教即ち強制的な特権の存在をも確認すべきことを強く主張した。ミラポーは信仰と意志の自由のために反対し、ラポー・サンエチエンヌはプロテスタントの名前で反対した。結局公共の信仰は削除され、第十條は斯くて作られたのである。

扱て、第一條「人は出生及び生存に於いて、自由であり權利に於て平等である」は七月十四日より八月四日に至る革命の所業の要約であり、爾余の規定は事実上其の説明註解に過ぎないものである。

第二條はルソーの思想が具体化したものであり、人間の權利は、自由、財産、圧政に対する抵抗であるとされ、更に自由に対し七ヶ條が当てられてゐるのである。

シェースに依れば特権が残存すれば自由はないのであるが、平等は手段ではなく、權利に關係してゐるのである。其れ故此れに全員賛意を表した國會が特に此れを規定せず平等に關する條項を設けなかつたのは、意義ある

ことであつた。(三〇)

宣言は更に政治的結社は人間權利を保持するのを目的として持つてゐることを原則的に呈示した後、政府は個人の財産ではなく全てのものであることを明白に確認してゐるが、此れに關聯して「ムーニユは政府は治められる人の利益に於いて、設けられるものであり、治めるもの其れに依つて作られるべきではないとした。此の結果全ての權威は結社に発し其の支配に服し、其れなくしては權利は基本的保証から離されるものとなるのである。

第三條に規定された國民主權の意味は、斯かるものであり、其れ故全ての主權は本来國民に発するものであり如何なる結社も個人も明白に其れに発しない權力は行使し得ないのである。かくて法は一般意志の表現であるのであり、又全ての個人は法の形成に參與し得るのである。(三一)

扱て人權宣言に対し、其の哲學的、抽象的、性格を非難するのは反革命的ポレミックの常であるが、事實、其の誕生を促した事態は其の痕跡を呈示してゐるのである。國會は其れが體驗した具體的事實を慎重に配慮したのであり、其の各規定に依つてフランスは王の財産ではなく、王の恣意は抑殺され不当な逮捕は行はれなくなり法の前に於ける平等と圧政に対する反抗が認められることとなつたのであつた。「即ち七月十四日の叛亂は正当



化されたのである。オーラールの言ふ如く人権宣言は、本質的にアンシアン・レジームの死亡証書であつた。<sup>(三三)</sup>

此れが其の前文が、人間権利の軽蔑と無視が社会的不幸、政府の腕敗の唯一の原因であると述べた理由である。條文の宗教的寛容は下級僧侶に対する観点のみに依つてではなく、カイエの多くが、ユダヤ人とプロスタントに無関心であつたからであり、権利の平等に説き及んだのは、特権が社会的ヒエラルキーに基いてゐるからであつた。「経済的自由に就いて言つてゐないのはアンシアン・レジームが其れに反対ではなく、チェルギーがコルポラシオンを廃止しブリエンヌが凡ゆる障害から穀物商業をとき放したからであり、亦コルポラシオンに關しては第三階級が分れてゐたからでもあつた。更に宣言が結社に關して余り言ひ及んでゐないのは憎侶がその團結を止めようとし、官織売買の廃止に依つて司法官のコルプが廃止されようとする場合であつたからである。教育、救貧に關しても、沈黙が守られてゐるのは其れ等は来るべき社会に關はることであり、アンシアン・レジームの破壊に關係のないことだからであつた。<sup>(三四)</sup>

人権宣言は其の制定者の精神に於いては一時的にせよ本質的な否定的、消極的意味を持つてゐたとしても其れは積極的形式に於て制定されてゐない訳ではないのである。

る。前言は旧制度を非難して、新しい原理を呈示してゐるのであるが、此の観点よりすれば宣言は明らかに現実的なセンスを持つてゐたのである。「過去に關する限り其の解釈は疑問の余地はないが、未決定の儘になつてゐる将来に向つた場合其れは矛盾してゐるのである。憲法のみが此れを決したのであつた。其れについて充分言はれてゐるのは、一般的な言葉で表はされてゐる其の原理が多くなるとつて憲法の條項との論理的矛盾を包含してゐたからである。此れこそ宣言延期が強い潮流になつてゐた理由である。人々は具体的な仕事が終わつてから其の相互が完全に調和を保つ様に、宣言の條文を配慮すべきであつた。<sup>(三五)</sup>」更により以上に人々が國會に對して個人に無制限の自由を與へたとする非難も根拠のないものであり、第四條は明白に自由の制限を規定してゐるのである。更に國會が政治的結社の目的として、全体の幸福をかくのを拒否してゐるが、これは市民的、法律的平等の社会的平等への転化を防がうとしてゐることとも考へられるが、此れ等の点に就いての配慮は十分とは思はれないのである。特に「グレゴールの如き教職者は宣言に義務の宣言を對應させるべきことを要求してゐるのである。権利宣言と義務宣言は双務的であり、自由の権利は必然的に他者を尊敬する義務を含んでゐると言はれるが

當時制定者が不安の念を持つてゐなかつたことも確である。此れは人の言ふように彼等がルソーを読んで人間を本然的に善と信じたと言ふことではない。彼等は想像以上によりレアリストであつた。然も彼等はエネルギーに満ち溢れ、世界を形成しようとする勝ち誇れる階級を代表してゐた。ブルジョアジーは自然法と神意に則つて自身を疑はず自分の認めた階級も疑はず、常に人類の幸福と進歩を確実にするよう運命づけられたのである。警告は單に不信の念を惹き起すだけであつた。然も警告は根拠のないものではなかつた。ブルジョアジーの観点からすればシェースが権利の平等と手段の平等の間に設けた區別をとることが適切であつたのである。此れ等の考察なくして、又歴史的事態を考慮することなくして哲學的見地より検討された人權宣言は、オーラールが認めたと如く其の場合其れは常に社会的意義に於いてまさしく解釈されたものである。此れは事実さうなるに至つたのであつた。他方個人の自由は他の市民に対し、双務的義務を含んでゐるとしても、宣言に於いては國民共同体に對する全ての義務が、如何なるものであるかを全く言つてゐないのである。疑もなく法律は危急の場合人權の行使を制限してそれをなし得るのであるが、其の制限の範圍に關しては、其の制限の判定者は共同体其れ自身であ

ることを考慮して、事態に應じて變化することを言ふべきであつた。歴史的事態は此缺陷を曝露したのである。<sup>(三五)</sup>然し此れには崩壊過程にある貴族、其の他の微妙な政治的情勢が考慮されてゐたからであり、亦第三階級の本来的な義務に關する考慮が加へられてゐるからである。最も重要なことは人權宣言と國會の憲法上の概念の間に起つた矛盾であつた。即ち人權宣言第四條は全市民の立法參與を認め第十四條は普通選舉を認めてゐるのであるが、一七九一年憲法は、立法部の絶体的権力と其の憲法改正のイニシアチヴを認めて居り然も國會は能動受動の別をなしたのである。斯様なことはシェースの如く予め規定を定めて置けば混乱を避け得たのである。——ギゾー、ロアイユ・コラールの言ふ如く若干の能力の保証を定めて置けば。——然しデモクラティックな運動が生じてゐないためブルジョアジーは充分なる思慮を以つて其の思想の表現をなし得なかつたのである。と云ふのは、其の政治的優越が危くなることは洞察し得ないからであり、アメリカ人も普通選舉に結論を下し兼ねてゐたからである。何れにせよ斯る矛盾の排除は實際に歴史のコースを止め得ないであらう。旧制度の破壊のために戦つた民衆は既に封建制の廢止を強行した。換言すれば、民衆が人間の法の前に於ける平等を宣言した宣言の名に於いて

投票を自ら全く断念すると考へることは空想的なことである。然し、ブルジョア階級の断乎たる決意に依つて宣言は政治的デモクラシーと、社会的デモクラシーのチャーターに為り得たのであつた。と云ふのは宣言は経済的統制を非難もしてゐないし、財産権も規定してゐないからである。

## 第六章 十月事件

### 第一節 ルイ十六世の消極的抵抗

扱て、ルイ十六世は八月四日に引き続き法令の批准を拒み消極的な反抗を試みた。ブルジョア階級は此れに對し其の批准を得る目的で立法に於ける拒否権を認めようとしたが、然し國王は此れさへ受け容れなかつたのであつた。若しもルイ十六世が、無條件で既成事實を受け容れる者と代へられてゐたならば憲法問題は生じなかつたであらう。此れが不可能な場合、民衆の新しい運動に依つて、王朝を圧迫する以外方法は残つてゐなかつたのである。斯かることが「十月事件」の起因である。<sup>(三六)</sup>

### 第二節 革命派の分裂 二院制と拒否権

國王の抵抗は明らかに革命派の分裂を促進されたものであつた。革命派の中の民衆革命の進展を喜ばない者は革命の展開を抑止するグループを漸次結成したのであ

る。彼等が考へたのは國王貴族の態居の融和を計るイギリス流の二院制と方法に於ける絶体的拒否権であつた。此の派には、ラリー・トランダー、クレルモントンヌール並びにマルーエ更にバルナーヴと別れたムーニエが加つた。シェースも行政権の強化に賛成であつた。彼は上院について言及しなかつたがデイームの封建的権利の廃止を非難し、やがて教会財産の國有化を攻撃したのであつた。斯くてシェースは第三階級の鼓吹者たることを止めたのである。

革命派の大部分——ポール・ラメト兄弟——は上院制を押し立てたが、ライエットは極力其の分裂の阻止に努めたのであつた。其れは結局無為に終つたが上院制も國會の承認を受けなかつたのである。國王拒否権は結局國會が三度運続して法案を覆せば無効になるものであつたが、此れは認められたのであつた。然るにルイ十六世は八月の法令を裁可しなかつたのであり、革命派は瞞着されてゐるのを知つたのである。此れも十月革命の原因の一つであつた。

かくて第二の革命の死亡証書はルースタロの云ふ如く不可避的であつたが、より以上の困難を避けるために國王のパリ移転が希まれたのである。然し國王のパリ居住に關しては國會は決め得なかつたのである。「唯、民衆の

運動のみがアンシャン・レジームの崩壊を決定づけることが出来たのであつた。<sup>(三七)</sup>

### 第三節 民衆の示威

扱て、パリ市長パイイは先分に其の権力を行使することが出来なかつた。と云ふのはダントンのコルドリエ・クヴを始めとする六十のデリストリクト、パリ・コンミューンの総会が実質的に自治権を行使してゐたからである。此の結果革命の指導者、ジャーナリストは存分に活動出来たのであつた。

ゴルサスの「パリ通信」、ルースタロの「パリの革命」及びブリッソーの「フランスの愛國者」は七月以来定期的に表はれたものであるが、中でもマラーの「人民の友」が宮廷貴族を攻撃すると同時にネツケル、パイイ、ラファイエットへの痛烈な非難を表明した独立不羈な精神は、貧民と圧迫された者の問題を擁護する実質的な支柱として下層階級の間で圧倒的な支持を得てゐたのである。カミーユ・デムーランは新聞を持つてゐないが七月には「自由フランス」九月にはパリ人への「籠燈演説」を發行した。八月末の二院制と拒否権は再び暴動を刺激し、國會に反対をするためヴェルサイユ行進の動きが頭をもたげてゐた。要するに民衆にとつては法律的論議は縁なきもので

あり、拒否権の問題が民衆を刺激したのも、民衆が其れを以つて革命を阻止する手段と見做し、新しい貴族陰謀のシンボルとして考へたからである。

他方國王は秩序維持のためドゥエからフランドル聯隊を召集し、國民衛兵とデリストリクトの間に人々は七月十四日と同じ危険を見出したのである。ラファイエットは傭兵を編成し國民衛兵に繰入れたが此れには一定の基準がたてられてゐた。何れにせよ國民衛兵の関心が貴族に對する第三階級の勝利を確実にすることになつたのは確かである。抑もパリの民衆指導者と國會の革命派の内に提携があつたのは事實であり、亦オルレアン公の國王追放の策謀もあつたことも事實である。ラファイエットは斯る困難な軍事的、政治的状況下で叛亂の唯一の調停者と見られたが、人も知る如く彼の持味にはマキアヴェリ的洗練さがなかつたのである。

扱て、政治的情勢が十月革命の本質的原因であるとしても七月の場合と同様な考案が此れに加はるのである。即ち經濟的危機がなくしてが事態がかくも深刻になつたとは考へられないのである。物資の欠乏と物価の騰貴が女のヴェルサイユ行進を促したのであつた。

亦大規模な失業がめ起ると共に、貴族、外人、金持は殆んどパリ退去し二十万からのパス・ポルトが發行された。

亦預金はイギリス、オランダに振向けられると同時に輸出は止み、手工業は活動を停止するに至つた。都市、農村の穀物貯蔵が始りパン屋の行列が始つたのも此れによるのである。労働者は賃銀値上の示威行進を開始し独占者への攻撃を始めたが、今やヴェルサイユへ行進し、貴族陰謀を粉碎し國王、大臣を捕へることが民衆の困苦の救済手段のやうに思はれた。再び経済的危機と政治的危機が其の効果を増したのである。

#### 第四節 十月事件

十月革命は十月一日宮廷の無思慮な事件を合図として起つた。宴会に於ける國民の帽章の侮辱と宮廷婦人のオーストラリヤ宮廷の黒の帽章の佩用が其れであつた。パンを求めた民衆は市廳で何物も與へられず直ちにヴェルサイユは向つたが、民衆が此の行進で最後に得たものはパンならぬ八月法令の批准であつたのである。國會の革命派は此の事件から本質的な利益——國王が立憲的決議を受け容れ國王の裁可が法令批准に不必要になる——をを獲得した。民衆運動は再び法律革命の成果を確保したのである。

「人々は革命が始まつたばかりとは思つて居らず、民衆の感情はまさしく裏切られなかつたのである。八月法令の批准を得た十月の事件はアンシアンレジームの最期を

確認し、何物も其れを復活することは出来なかつた。少くとも一七八九年の革命は終つたのである。」<sup>(三八)</sup>

#### 結 論

「一七八九年の革命は先づ絶対王朝の没落と代議政体に依つて爾後保証された自由の隆臨に成立する。此の点に於いて人々は、第三階級と同様特権階級が憲法と個人権利の尊敬を要求した故其れが國民的革命であつたのを疑ひ得ないのである。然し此れは法の前に於ける平等の君臨であり、自由は其れなくしては事実上權力者のための他の特権に過ぎないであらう。一七八九年のフランス人にとつては自由と平等は同一の事態に対する二様の言葉であり不可分のものであるが、彼等が選択を必要とした時に何より先きに採つたのは平等である。」

農民が自由を歓迎する際彼等が考へてゐたのは一市民の列に落ちた領主の権力の消滅即ち平等であり<sup>(三九)</sup>「權利に於いて自由、平等になつたフランスは自發的な同意に依つて新たに不可分な一箇の國家を創つた。」一七八九年の革命の此の第三番目の性格は少からず獨創的である。民衆が自分自身を処理する能力を持ち、其の自由に表明された、同意なくして他國に併合され得ないと云ふ確信は汲み尽し得ない影響を世界に擴げたのである。更に一七

八九年の人々には人間及び市民の権利がフランス人のみに留保されてゐると云ふ考へは起らなかつたのである。クリスト教は人間の内に區別を設けなかつたのであり、彼等を全く兄弟の如く神の國に際会するやうに呼びかけたのであつた。同様に革命派は自由と平等を人類の共有財産と考へたのであつた。諸國民が彼等の例に倣ふと夢想した彼等は一時、自由になつた諸國民は永久に宇宙的平和の中に融合することを夢見たのであつた。法律家の精神に於いて革命は平和的たるべきものであつた。事實其の本質的所産は、八月四日の諸法令と人間宣言の中に記録されてゐるのが見出されるのである。然し事件を其れを生じたバック・グランドに投入して、此れ等の法的ドキメントを引立たせるのは見戯に類することであらう。<sup>(四〇)</sup>國會はブーシエを認める如く叛乱なくしては何事もなし得なかつたのである。アンシャン・レジームは法律革命の前に屈服したのでなく、暴力に訴へることに依つてのみ倒されたのである。力に訴へることが原則的に問題であるかどうかは歴史家は知ることは出来ない。唯知り得ることは一七八九年の春、フランスの民衆は其れを考へて居らず二年前にはレジームが其の最期に近づいてゐると云ふ疑を持つてゐなかつたことである。<sup>(四一)</sup>

「一七八九年と云ふ年は貴族が單なる市民になるのを受

け容れたコースに於ける展開の第一歩になり得るであらうか。此れは可能である。然し研究室の実験と同様に歴史を再現し得ない限り意見は常に分れるのである。

何れにせよ必要なる決定が適宜行はれず、宮廷がアリストクラシーを守る為に暴力に訴へ、斯くして問題が其の全貌を呈示したことが問題なのである。壁に打ちつけられた第三階級は抵抗と降服の何れかを選ばなければならなかつたのであつた。<sup>(四二)</sup>其れ故第三階級が和解しない決心をしてゐる限り、事實上叛乱は必然的になつたのであつた。「叛徒は其の危険を知つてゐたのである。彼等の生命を危機にさらし、永久の隸屬より死を選んだ其の決意は彼等の大膽、勇氣、犠牲的精神なくしては何物も説明し得ないのである。革命的行動は精神の領域から發したのであつた。<sup>(四三)</sup>然し若干の動機が、フランス人を極度のヂレンマに追ひ込む作用をしたのは云ふまでもない。吾々に其れを識別するのを企てたのである。——即ち階級の利害、個人的利害、傲慢、民衆の困難、哲學的宣伝が個人に依つては違つた割合で、第三階級に奇妙な複雑な連帶精神を設けるのに寄與し、全体として考へると其れは本質的に貴族陰謀の信仰に依つて導かれたものであり、次いで其れは七月の事件を特徴づけた熱情的な感情——恐怖、鬪志、復讐の渴望——を生み出したのであつた。扱

て、革命的複雑性は解き放すことは出来ないものである。「此の意味に於いて革命は一つのブロックであると云つたクレマンソーは正しいのである。モラリストは当然ヒロイズムを賞讃し残虐を非難するのであるが、彼等は事實を説明しないのである。」<sup>(四四)</sup>民衆の暴力なくして國會は領主制を伐り倒したが然し其れが決定的打撃を與へたかどうか疑はしいのである。農民は自分自身で自己を解放したが、國會は其れがなしたことを確認したに過ぎないのである。貴族は革命に徹底的な憎しみを捧げ、間もなく一つの現実として貴族陰謀が表はれたのであるが、其れは次いでより暴力的な反動——九月虐殺と恐嚇——を惹き起した。國王を退け得ない國會は行政権を剝奪され、最後には独裁の脅威に面する窮境に追ひ込まれたのであつた。さて民衆が其の干渉に依つて國會を救つたにせよ民衆が完全にブルジョアジー思想の共有に與つたと思ふのは誤りである。民衆は各々特有の動機をもつてゐたのであつた。「より一般的見地よりすれば権利平等宣言は手段の不平等を明らかにした。此れは一部には富の不平等から結果したものであるが、所有者とプロレタリアートの間の政治的社会的紛争は表はれなかつたのである。其れは革命をデモクラシーに導き、十年後にはブルジョアジーに名士の優越を回復するために軍事的独裁に訴へる

のを決意させたものであつた。」<sup>(四五)</sup>

「一七八九年八月二十六日にブルジョアジーが新しい社會の基を置いた明かである。一七八九年の革命にして若しもフランス革命の第一幕に過ぎないとしても其れに続くものは事實此の基本的チャーターを廻る一八三〇年までに至る一つの長い戦いとして要約出来るのである。人間及び市民の権利宣言は斯くして革命全体の化身として立つてゐるのである。」<sup>(四六)</sup>従来此の宣言の獨創性を錯定するためには多くの努力が拂はれて來たのであるが、アメリカ、ヴァージニアの其れとの間に内容並びに精神に亘つての一致があることは確かである。然し其れなくしては宣言がなされなかつたと云ふ訳ではないのである。十八世紀の吾國の全ての哲學的運動はかゝる一箇の所業を指向してゐたのである。アメリカとフランスは、ブルジョアジーの優越を齎らす一方西欧文明の發展を結果した所の共通の思想を構成した同じ思想潮流への貢獻を爲したのであつた。「數世代を通じてクリストに形成せられ、然も尙古代思想の繼承者である西欧世界は多くの變転を通じて其の努力を人格の解放に差し向けたのである。」教會は人類に対し其の救済とパラダイス入國に全能力を没入させるためにのみ個人を擁護した。十六世紀より十八世紀に至る哲學者は自然の支配者になるために、

且亦其の種族を造化の王妃にするために、其の地上の繁栄を阻んでゐる鎖りを人間に自ら解き放すやうに提議した。然し教会の思想と其の思想が如何に異つてゐても尙哲学者の思想は、其れが人格の優れた尊嚴を認め其れに尊敬を求め、不可侵的な自然権を賦與し、國家の權威に對して此れ等の權利を保護し、個人をして自ら尊敬に値ひせしめるのを助ける以外の目的を與へないことに於いては教会の思想と一つのものである。他方同じ主権者の靈感を受けた西歐世界は人間の統一を止むことなく確認し続け、教会は人種、言語、國民の區別なく全ての人間に救済を約束した。此のユニヴルサルイズムに哲学者は忠実であつたのである。彼等はクリスト教共同社会の思想を世俗化した、其れを存続したのであつた。人權宣言は此の二つの事實を享けてゐるのである。宣言にとつて自律的な自由な個人は社会的組織の、國家の最高の目的であり、人間の中に其れは選ばれた民族、もパリサイ人も認めなかつたのである。地上を通じて宣言は善意の人々に訴へたのであつた。<sup>(四七)</sup>

人權宣言は亦屢々現實を抽象化したと云はれる。人間は其れが要求した權利に値ひし得るものである。然しさうでないものもあるのである。人喰人種に對して人權は何であらうか。其れは吾々と同じ様に人間であらうか。

縦令さうだとしても、其れは吾々のやうな人間ではないのである。他方其れは事態の変化を考慮してゐない訳ではないのである。此れ等の反対は宣言と法典を混同した場合以外には批判の余地のないものである。其れは積極的立法ではなくして道徳的格率であり、吾々は其れに拘束されてゐるのである。然し道徳は特定の場合に於ける吾々の行動は如何になすべきかを規定して居らず、其れをモラリスト乃至は鑑定人に委せてゐるのである。人權宣言も同様人間の權利を求めてゐるが、其れは事態に應じて變化し得る法律に委任してゐるのである。ゲー・ダールシーはロベスピエールに先んじて戦時は平時と同様治めるべきではないと云つてゐる。「此れ等の宣言に盛られた權利は事態に應ずる相対的のものである。其れ故宣言は一箇の實現せらるべき理想であり、意志の方向である。<sup>(四八)</sup>」

「他の吾々の時代に絶えず起つてくる批判は人權宣言が一つの階級の犠牲に於いて他の階級——ブルジョアジーの利益を計り、かくして共同社会を崩壊状態に陥れる混乱を惹起すると云ふことである。事實、人權宣言は人間の權利の中に財産権を掲げてゐるのであり、其の制定者は實際に當時あつた所のものを考へてゐたのであるが、更に自由經濟について此れが沈黙してゐるのも、斯かる



意味に於いてであつた。此れは自然に、土地と他の労働手段——資本——の掌握者が腕と知能しかない者の事実上の主君になると云ふことである。更に人々は財産の相続に依つて害悪が増太するとつけ加へ、宣言を資本主義を無制限に發展させ、かくてプロレタリアートを其れに對抗させることに依つて暴力的な絶えざる新しい階級闘争を齎したとして非難するのである。<sup>(四九)</sup>「反対に斯かる力を國家に對して否認した人は、自由放任と万病藥としての無制限の競走を考へ、且つ財産を使用及び濫用の絶対權の下に考へた所の制定者の概念を借りて、其れを説明することに依つて其の宣言を主張するのに成功したのである。」此処に於いて、此れに應へるには制定者自身に歸らなければならぬのである。彼等は資本主義が動き出し始め、欠乏と飢饉を救ふために、生産の發度<sup>(五〇)</sup>が本質的目的であるやうに思はれた社会を眼前に見つめてゐたのである。即ち貧民を慮つてゐる人々にとつて、各人が自活するに充分な土地乃至は、工場の所有者になるのは可能の様に思はれたのである。このサン・キュロットの思想である理想は十九世紀に入つてまさしく生きてゐるのである。実験は此れ等の希望を証明しなかつたのであるが、一七八九年以前に於いてさへも、既にルソーはデモクラシーは富の極端なる不平等とは相容れないと考へてゐ

たのである。<sup>(五〇)</sup>「其れ故一七八九年以來社会、經濟の機構に於いて行はれてゐる變化が、法の干涉を証明したかどうかを検討するのは共同体に属してゐることなのである。其処では或は過剰なる手段の所有者が、他人の權利を全く根絶するかも知れないのである。如何なる手段に依つてであらうか。此れを決定するのも貴族的自由を認めない共同体に於いてである。」  
「最後に宣言に依つて法は市民の意志に過ぎないと反対する人がある。然し多数派が少数派を圧迫し、共通の利益のため必要なる犠牲——戦時には生命までも——を承認しない場合、國家はどうなるであらうか。共同体は其れを構成する市民と合致しない、何故ならば其れは共同体が彼等に教職的に盤居するからであり、其れなくしては彼等は存在し得ないであらうからと、人々は云ふのであるが此れが、實際に具現するのは國家に於いてであり、従つて其れは一時限りの市民の意志に頼り得ないのであり、かくして彼等を強制し得るのである。此の考へを以つて吾々が旧制度の個人的アブソリュティズムに歸つてゆくのを云ふ必要は殆んどないのである。何故ならば國家は縦令如何に云はれようとも、此の場合彼等自身に其の命令を興へる個人の人格に於ける以外に於いては、其れ自身實質的存在にはなり得ないものであるから

である。亦此の組織が個人を國家に対する手段にし、凡ゆる自由と凡ゆる自治を奪ふことに於いて、人權宣言と全く相容れないことも指摘するまでもない。然し此れ等の回答は困難を除去しないのである。宣言が其の本質に於いては全く相異してゐるのであるがアブソリュートイズムと独裁を含んでゐるのは明白なる事實である。市民は其の責任は対決しなければならぬ。自治の權利を賦與された市民にして若しも相互に其の權利を濫用し、亦特に個人的エゴイズムに依つて、共和國の福祉の保証を拒むならば、共同体は倒壊し、其れと共に自由も倒れて仕舞ふであらう。其れ故吾々は此處で人權宣言の最も深い意味に到達するのである。此れは意志の方向であり、従つて其れは市民自身に於ける意志即ち批判的精神、言葉の固有の意味に於けるパトリオティズム、他人の權利の尊敬、國民共同体への理性的帰依、モンテスキュー、ルソ

ー、ロベスピエール謂ふ所のヴェルチュ(德)を求めてゐるのである。ロベスピエールは一七九二年に、共和國の精神「其れはヴェルチュであり、祖國の愛であり一般的利益に全ての利益を混融する寛い帰依である」と書いてゐる。人權宣言は其れ故、人間の權利を求めることに於いて、自由に承認された訓練、必要あらば犠牲、道德的教養、並びにエスプリに自發的に訴へてゐるのである。自由は決

して自由放任への亦無責任な権力への誘因ではないのである。亦其れは努力と労働の反対給付のない無責任な致富の約束でもないのである。反対に其れは勤勉、継続的努力、嚴重なる自己制御、永続的犠牲、市民的、個人的ヴェルチュを要求する。其れ故奴隷として生きるより自由人として生きることはより困難である。此れが人間がかくも屢々自由を断念した理由であつた、何故ならば自由は、クリスチャンの自由が聖き生活への誘因である如く、勇氣とヒロイズムの生活への誘因であるからである。<sup>(五二)</sup>

#### ——革命史家としてのルフエーヴル教授——

「八九年」は最後に若きフランスの青年に呼びかけ。革命の所業を遣し、祖先の精神の回歴と自由への力強き要請を以つて終りを告げてゐる。<sup>(補註一)</sup>本書「八九年」が單なる史実の解説書乃至は史実の詔介書でないことは明らかである。其れは史実の解明を通じて、革命の全貌を否、<sup>(五三)</sup>「革命の哲学」を明白にしよとするものであり、頭初から一貫して革命の原動力を精神の領域に求めよとする願望に依つて貫かれてゐるものである。換言すれば、革命の哲学を史実の解明を手がかりとして人權宣言の中に構想しようとしたものであり、其の優れた史的感覺と鋭い分析力は好く其の目的を達したのであつた。

本書の基本的構成、思想的背景、及び史的方法に就い

ては批判の余地があるのは確である。特にルフエーヴルを以つて「尙且ブルジョア・デモクラシーの枠内から抜け切らない」とするダニエル・ゲランの如き立場に依る者には異論の多い所であらうと思はれる。然し本書の如く自由と西欧文化に異状とも思はれる情熱を感得させるものは稀であり、此の意味に於いては本書はヨーロッパ文化の帰趨に関心を持つ人々に遡起を要請して止まない、「希望と激励」の書であると云ふことが出来るのである。亦斯かる希望と要請は其の儘、直ちに吾々の現代的課題でなければならぬ。言ふまでもなく本書の学問的批判は吾々の能力を遙かに超えた問題であり、此処では英訳者パーマー教授の英訳本に於ける序文及びゲラン氏の批判を紹介して其のフランス革命史界に於ける地位を窺ふことゝし残る課題は後日の検討に委せたいと考へるのである。

パーマー教授は先づ「二十世紀の現在に於いても、尙フランス革命の現代的意義は失はれて居らず、其の近代國家建設に果たした役割は不朽であり、亦革命のパラドックスは其の儘現代に於いても、パラドックスであるとして革命研究の現代的意義が、尙まだ多く存することを強調し、次いでルエーヴルの革命史研究に於けるパイオニア的役割をオーラル、マチエと対比しつゝして本論に

入るのである。

パーマー教授はルフエーヴルの位置づけを為すに當つては革命研究に於ける解釈の相異の存在に着眼し、其れを手がかりとして論議を展開するのであるが、此の場合先づ其の解釈の相異を来たさしめた根本的課題が問はれるのである。其の問題とは、革命は必要であつたか否か必要であれば、如何なる程度に於いて必要であつたかと云ふことである。以下此れを手がかりとして教授の所論を一括して紹介することゝしたい。

「扱て、此の場合革命は必要ではない、何故ならばアンシアンレジームは満足すべき社会であつたからとする代表的人物はエドモンド・バークである。最初に彼の説は多くの共鳴者を得たのであるが、然し其の者は如何なるものが如何なる方法に依つて、一七八九年の危機が当該制度の枠内で解決し得られるかと言ふ課題に対しては、極めてネガティブな回答しかなし得なかつたのであり、此の点に於いてバーク一派は一つの限定を持つてゐたものであつた。

此れと対極的な極端な説は革命は、テニスコートの誓より一七九四年の大恐怖まで全て必要であつたと言ふ主張である。其れに依れば、事件の全聯繫は共に立つか倒れるかするの処の一つのプロックであり、革命の全て

の波は、アンシアン・レジームへの逆行を防ぐのに必要であつたのであり、其処には何等行過ぎはなかつたと云ふのである。然し此の説は革命のリーダーも認めてゐる如く、立証するのは不可能であり、亦確かに行過ぎの運動は新しく勃興した、革命派の指導する反革命的行動を発生させたのである。此処に於いて兩派の主張に対し種々の中間的立場が存在し得る余地が出てくる訳があるが、其の中には初期の段階は賢明で建設的であり、後期の其れは滅亡的で狂熱的であるとするのもあるのである。

全般的に言つて、革命が全部或は一部の必要であつたとする主張は、其れ自身を自己防衛の主張——革命派は反対派の脅威を恐れるが故に、斯くしなければならなかつたとする——に表はしてゐるのであり、反対に革命に於ける比較的保守的要素——一七八九年に於ける國王或は貴族、及び一七九三——四年のジロンド或はダントン派——と云はれるものに同情を寄せるものは亦必要と自己防衛の主張に通じてゐるのである。換言すれば此れ等の諸要素は左翼の不当な反政治的な不必要な挑戦に反撥しなければならなかつたと言つてゐるやうに思はれるのである。

此れに關聯する必然とは、超人間的な決定論乃至は立証し得ない辨証法の課する必然を意味してゐないので

あり、寧ろ其れは撰沢の自由と相容れる必然であり、且亦斯く斯くの目的達成のために、斯くの如くしなければならぬとする方式に示される判断、目的、政策から流露する所の必要である。亦其れは目的を意図する者は其の達成のための手段を意志しなければならぬ処の、或は手段にして受容し難いものであるならば、対象を変へなければならぬとする処の實際生活に親しい必要であり、此れこそフランス革命に於いて實質的に生起したことであつたのである。一七八九年の多くのフランス人は同じ目的に與つてゐたのであるが、其の目的を飽くまで保持し続けようとしたものは、彼等が嫌悪してゐた手段をとらなければならなかつたのであり——例へばロベスピールは恐嚇を好んでゐないのであるが——他方手段を遅かれ早かれ受け容れられないものは、其の目的を変へなければ、即ち革命に刀向はねばならなかつたのである。必然的であると言ふ点に就いての意見の相異は、斯くして如何なる対象が、正統的であるかと云ふ問題に転化するのである。

十八世紀フランスに政治的デモクラシーの一種を導入するのを試みるのを賢明な正統なことゝ人が考へる限り其の人は、余の判断に於いては、一七九四年の独裁に至る革命派のとつた全ての行動を必要なものと見做さねば

ならないのである。

反対に此れ等の手段階程を不必要なものとし、行過ぎと考へるものは当時のフランスの政治的デモクラシーの目的は間違つたものであり、不可能であると見なければならぬ。一七八九年のフランス対する賢明な可能性ある正当なる政策は、貴族階級の構成及び既存の教会を維持することであり、それ故革命全体は始めから不責任な極端主義の不必要な爆発であつたとするバークの理論は此の方向にある訳である。

ロベスピエールとバークに依つて代表される二極の視点は到底和解の余地を残してゐないのである。此れは問題が政策の問題であるからであるが、政策の問題はドグマではなく亦ドグマの問題であるべきではないのである。より具体的に云へば、現代の革命史家はテーヌ、オーラール・マチイエの名に依つて象徴されるとも言へよう。七十年前にかゝる革命史で多くの追隨者を得たテーヌは一八七一年のコンムミンで少からず打撃を受け、フランスを脅かす革命的伝説を抑圧しようとなつたのである。彼は革命を以つて國民の直面する問題の解決には余りにも貧弱な不必要な解決と見なし、少数者の計画的な役割と革命派の夢想的性格を強調したのであつた。此に對しオーラールは四十余年以前の大作に於いて第三共和

國の公けのアポロジストとして表はれ、第三共和國の利益が達成されるのに必要な段階を認めたのである。更に彼は革命を以つて如何なる善意の人々にも反対し得ないやうな、自由な人間的な思想に富み、本質的には平和なセンシブルな運動と考へてテーヌを否認しようとしたのである。換言すればオーラールに於いては物質的、暴力的モチーフは貴族の側を除いては殆んど表はれてゐないのであり、例へ表はれても純粹な防衛的理由を持つて表はれてゐるのであり、其して暴民は常に民衆であつたのである。全般的にはオーラールは高尚な政治的目的を目的としてゐたものと言へよう。又彼はブルジョアジーに好意を持つてゐる訳でもないのである。さりとて労働階級に與みしてもゐないのであり、經濟及び階級についても誌す所は少いのである。然し彼は猛烈な反僧主義者であり教会を以つて、不倶戴天の敵としてゐるのである。

オーラールに對しマテエは凡ゆる点で對蹠的であり、且相異してゐるのである。一九三二年の死に至る三十年間の著作活動に於いて、彼は常に労働階級——左翼——の味方であつた。彼は当時の第三階級の多くの政治家を以つて余りにも腐敗し、余りにも僧侶的脅威の死馬を鞭打つものとし、且亦労働階級を救ふのに事をなすのには余りにも遅いものと見做し、此れ等の同じ缺点を革命の中

に見出したのである。

彼は亦腐敗に対する果敢な闘争を行ひ、極端な反クリスト教運動を展開した革命派を理想化し、ロベスピエールを公然支持したのである。

ロベスピエールの政治は、マティエに取つては要するにフランスに正しいデモクラシーを導入するのに必要であつたのである。

第一次大戦とロシア革命後、マティエの目は経済的條件、物価の変動、階級間の反目に注がれ、恐嚇政治は一四一八年の其れとは異なる戦時緊急の政治として、捕へられたのであるが、フランス革命に於ける多くの問題をプロレタリアートとブルジョアジーとの闘争に於いて解決しようとする彼の傾向が幾多の追随者を得てゐるのは周知の処である。

扱て、ジョルジュ・ルフェーヴルはマティエの同時代の人であるが、マティエの追随者でもなければオーラールの門下でもない。オーラールとマティエの有名な論争の間に於いて彼は独自の歩みを続けてゐたのである。

ルフェーヴルの考へがリパブリカン派に属するのは確かであるが、彼に偉大な影響を與へたのは、社会主義的歴史家にして同時に政治家であるジャン・ジョーレスである。ルフェーヴルに対して最も賞讃が捧げられて好い理

由は、彼が意見の分れた多くの問題に合理的な解決を考へたと云ふ点にあるのである。

彼は徹底した詳細な具体的事家に基き、比肩し得ない学位論文（革命に於けるノール県の農民）と農業問題に關する特殊研究をもしたのであるが、此れを読むことは其の儘革命自身に入り込むことにもなるのである。

本書は僅かに革命初期の段階を対象としてゐるのに過ぎないのであるが、明らかに革命全体が扱はれてゐるのであり、又斯くして意見の異なる全ての問題にも触れてゐるのであるが、其の呈示した回答は恐らく最も頑固な人々をも説得しなければ止まないものであらう。

ルフェーヴルは革命が必然的であつたのを否定してゐないのであるが、亦革命が斯くも進行するのが必要であつたかどうかについて意見が分れてゐるのも認めてゐるのである。

ルフェーヴルは次いで革命に於いて貴族を始め各派が各々特有の動機に依つて革命的イニシアティヴをとつたことを認めると共に、少数の者に依つて革命が推進された事実を認め、如何なる政治運動に於いても必ず指導者はあるものであるが、フランス革命に於いては最初貴族に依つて行はれた処に其の特徴があるとしてゐるのである。民衆の暴力行動に就いては、彼はオーラールと異

り、其れをもつて政治家に勇氣を興へ、民衆自体では理解出来ない思想の受容を可能ならしめたものとして、テームの見解に近いものを表明し、更に明瞭に民衆暴力がフランス人の解放に寄與したことを主張してゐるのである。但し暴力の使用が本質的には防衛的であつたとする点に就いてはルフェーヴルはオーラールに稍接近してゐるのである。

本書に於いて窺へる如く、ルフェーヴルが最も貢献したのは社会階級の明白な概念であり、各社会階級相互の利害の衝突はより大きい、より錯綜してゐる構造の單なる一部として扱はれてゐるのである。農民間に於ける階層分化、ブルジョアと労働階級の未分化の検討分析を通じて階級相互に於ける利害対立に關しては、本書以上に明瞭に扱はれてゐるものは恐らくないであらう。

ルフェーヴルにとつて次いで關心を惹いてゐたものは「階級の闘争」ではなく、絶対王朝を倒し且個人的權利を保証する代議政体を要求するため貴族の指導の下に如何に全ての階級が結合したかと云う問題であるが、ルフェーヴルは其れを呈するのに完全に成功したのであつた。貴族の脱落、ブルジョアジーの擡頭は其の結合自体から必然的に生じたものである。

ブルジョアジーは最後に一つの体制を作り上げるが、

其れは階級支配の道具ではなく全てのものに何物かを與へるものを含んでゐたのである。其れは又其れが與へた自由の故により、充分な社会的公正の実現を計る新しい階級を必然的に勃興させることゝなつたのである。

此れには、人權宣言の大きな矛盾性、高い自然権哲学の水準が寄與し得てゐるのは勿論である。

革命は勃発すると同時に人間を現実にし、階級民族國家を第二義的なものとし、クリスト教と同様全ての者に其れ自身を呈示した。ルフェーヴルは斯く考へることに依つて、斯くクリスト教との親近性を見ることに於いて確固たるデモクラトトであると共に亦反僧的、反宗教的ではなかつたのである。

要するにルフェーヴルに取つては、一七八九年の革命が如何なるパリサイ的階級、民族、國家を知らず、しかも若しも受け容れられれば原則的に全ての人間が平和に生活し相互に平等に其の權威を認め合ふ所の、ユニバーサルな哲学を形成したことが大きな榮譽であり誇りであつたのである。<sup>(五三)</sup>

以上のパーマー教授の所論に依つて本書の、亦ルフェーヴル教授の革命史学界に占める位置は明らかである。処で先きに「ファッシズムと独占資本」を表はし、最近「第一共和制下の諸階級の闘争」<sup>(五四)</sup>をものされたダニエル・ゲラ

ン氏の所説は全く其の観点を相異するとは言へ独自の主張に満ちて居り、ルフェーヴルの位置を別箇の視点より印刻してゐるのである。紙数の都合上其の全部を採録出来ないので遺憾であるが、一部を以つて其の一斑を窺ふこととし、併せて此れに対するルフェーヴル教授の駁論を記して教授の所論の根柢を明白にし同時にフランス史学界の動向を探るよすがとしたい。

「マテイエがオーラールから稍離れてゐたと同じく、マテイエの弟子にして、後継者であるジョルジュ・ルフェーヴル氏も其の師から稍離れてゐるのである。然し彼と云へども尙且ブルジョア・デモクラシーの塔から解き放れてゐる訳ではないのである。彼がマチエから離れ且つ官学の道を外れてゐる、ポイントを判定したのは非常な慎重さと厚いヴェールを被せられた形式に於いてである。吾々は彼の努力に敬意を表さなくてはならないし、彼の臆病さを遺憾としなければならぬ。

疑もなくルフェーヴル氏は積極的<sup>アクティヴ</sup>な学生にラインの間にあるものを読む配慮を與へたが然し全ての聴講者は積極的ではないのである。ソルボンヌの大多数の聴講者は其の年齢として自然ではあるが受身の傾向にあるのである。其れ故彼等は字面以外には其の師の思想を留め得ないのである。換言すれば彼等は其れを乗り超えることは

出来ないものであり。彼等は彼等に差し出された多少は判別出来る棲木をいつも見分けがつかず、且又、慎重のヴェールを剥がれ、明白な生氣ある結論に変形され得る暗示をも感得出来ないものである。吾々は此の師が若しも其の環境と学派から全く自由にされてゐれば革命史に寄與し得るであらうと云ふことを云ふ前に其れを乗り越えて凡ゆる感得させる尊敬、人格及び所業を考へることが出来るのである。

此れに対しルフェーヴル教授は「フランス革命の歴史的年誌」一九四七年四月—六月号に於いて大要次の如く應へて其の当らざる所以を指摘してゐるのである。『ゲラン氏は其の書の後書に於いて余の名前を指摘せられ、余にマテイエの弟子にして相続者の名を冠せられ更に余の師から稍離れてゐるものとされた。このことは余がロベスピエール研究会の主宰者の地にならされたと言ふ明白な推定に依つて説明されてゐるのである。然し此れは一つの伝説であり、マテイエと余のコースと仕事は全く別であり余は三度しかマテイエに会つてゐないのである。余は一九二二年以來数通の書翰しか彼と交はしてゐないのであり、此れが全てである。余が仰ぐ所の多いのはジャン・ジョレスである。彼の革命史は余の仕事の方向を決定したのである。余は歴史家として眞実は、縦令



其の対象が些小でも権利を持つてゐると信ずるが故に斯く述べたのである。گران氏は余の業績に關し二点に亘つて指摘されたのであるが、گران氏が批判的研究及び歴史教授の仕事に關し余と同様な考へを抱かれてゐるやうには思はれないのである。余は如何にして事態が推移したかを示し且つ其の理由を示さうと試みた。階級に關する限り余は勉めて其の精神状態を描き且つ其の利害、伝統、偏見のみに依るばかりではなく、或る程度事實の中に其れを忠実に反映してゐる社会と背景に依つて其れを考慮したのである。政治家に対しても思想系列に対しても同様にしたのである。余は余の行間の謎を差し出す以外には決して棲木をかけようとは考へなかつた。其れは何の役に立つものであらう。余の意見を伴うためであらうか。其れは此れを伴うのに何もしてゐないのである。其の上縦令余を知つてゐる人が其れを無視しても其れは彼等が其のことを気にかけてゐないと云ふことである。余は場所と時期が適當してゐる場合には余の意見を決して隠さなかつた。余がگران氏の著書に触れたのは歴史家としてである。現在余はロベスピエール研究会の会長として毫も批判的精神を失ふことなく亦ロベスピエールが話し、且為し得たことに就いての余の全ての考へに何等とらはれることなく、彼に尊敬と友情を捧げるのである。

る。一九三三年のアラスに於けるロベスピエール胸像の除幕式に際して余は二、三のことに想達した。其れは人に迫るが如き胸像から当時の事<sup>シルコンスタンス</sup>態が換で起したことに於いては相通ずる処のものなのである。余は其れを國民公会の多数派——一七九三年九月二十五日ヴァランシアンヌをドイツ軍に委した其処を引き揚げた、地方派遣委員ブリースを公安委員会に向ひ入れる破廉恥を所した——に宛てたロベスピエールの演説の一節を指摘して思ひ起すことにしたい。「余は諸君に事實を全て告げるのを約束した。余は其のことを今から申し上げる。……此の議論に於いて國民公会は当然表すべき全てのエネルギーを發揮しなかつたことを敢へて宣言する。……外敵が侵入した当時、ヴァランシアンヌに在つた者は、公安委員会の委員にはなり得ないものである。此のことは無慈悲に思はれるであらう。然し愛國者にとつてより残忍なことは二年此の方、二千の者が裏切と無氣力に依つて飽食にされたことである。吾人を失ふものは此の裏切に對する無氣力である。吾々は最も罪深き者に對し、又祖國を敵の鉄蹄下に委した者に對し予め覚悟が必要である。余としては不幸なるヴェルチュに對してのみしか感動しないのであり、圧迫された潔白人々にしか感動しないのである。其して人々が非道にも飽食にした所の不幸な民衆の

運命にしか動かされないものである。<sup>(補註二)</sup>此の暗愴たる現代に於いて余は異常なる感動なくしては此の一節を再読し得ないのである。

本稿の目的は「八九九年」の紹介と其れを通ずるルフェーヴル教授の革命修史上の位置を窺ふことにあつた。其れ故ゲラン氏との論争に関する批評は論題外に属することゝ言はねばならない。稿を終はるに当り唯大過なきを祈るのみである。(一九四八年十二月五日)

註一、現在、同氏は隠退され(一九四五年)、後任に「ナポレ

オンとドイツ」の著者マルセル・デュナン(M. Dunan)

が選ばれた。(Annals Historiques de la Révolution Française) Avril-Juin 1946, P.185)

二、R.R. Palmer The Coming of the French Revolution. Preface P.2.(Trans from, Quatre-Vingt-Neuf)

三、原書 Quatre-Vingt-Neuf の内容紹介に当りては原著者の言説を其の儘引用したものとみに特に付註し、他は内容目次の各項目の下に頁を付することとした。

四、Quatre-Vingt-Neuf P. 1.

五、Ibid. P. 6

六、Ibid. P. 7

七、Ibid. P. 8

八、Ibid. P. 12

九、Ibid. P. 23

- 一〇、Ibid. P. 27
- 一一、Ibid. P. 42
- 一二、Ibid. P. 54
- 一三、Ibid. P. 56
- 一四、Ibid. P. 79
- 一五、Ibid. P. 88
- 一六、Ibid. P. 111
- 一七、Ibid. P. 111—12
- 一八、Ibid. P. 112
- 一九、Ibid. P. 114
- 二〇、Ibid. P. 120
- 二一、Ibid. P. 129
- 二二、Ibid. P. 149
- 二三、Ibid. P. 152
- 二四、Ibid. P. 160
- 二五、Ibid. P. 166
- 二六、Ibid. P. 167
- 二七、Ibid. P. 171—2
- 二八、Ibid. P. 182
- 二九、Ibid. 189—90
- 三〇、Ibid. P. 195
- 三一、Ibid. P. 195
- 三二、Ibid. P. 197
- 三三、Ibid. P. 199

- 三四' Ibid. P.200  
三五' Ibid. P.201—2  
三六' Ibid. P.210  
三七' Ibid. P.215  
三八' Ibid. P.231  
三九' Ibid. P.233  
四〇' Ibid. P.234  
四一' Ibid. P.235  
四二' Ibid. P.235—6  
四三' Ibid. P.236  
四四' Ibid. P.237  
四五' Ibid. P.238—9  
四六' Ibid. P.239  
四七' Ibid. P.240  
四八' Ibid. P.242  
四九' Ibid. P.242—3  
五〇' Ibid. P.243—4  
五一' Ibid. P.244—7  
五二' ニューヨーク・ハンター・カレッジ教授miss. Hyslop  
も本書を以て「革命の哲学」なる批評をなれ、本書を  
以て Michelet. Aulard. mathiez に比肩すべきもの  
と云ふべきなり。 (American Historical Review.  
Vol. LIII No.4. July, 1948. P810—12)  
五三' R. R. Palmer. The Coming of the French Revo

lution. Princeton. 1947. preface. P. 5—17.

- 五四' Daniel Guerin La Lutte de Classes sous la Premiere  
Républiques. Bourgeois et bras nus (1793—1797)  
Tome II P. 379. Paris. Gallimard. 1946.

- 五五' Annales Historiques de la Révolution Française.  
No. 106. Dix-neuvieme annee. Avril-Juin 1947.  
P. 138—200

補註一、『八九年』の結論に引き続く一節の全文は左の如きも  
のである。

「一九三九年」の若人よ！ 人權宣言は亦一つの伝統で  
あり且光榮ある伝説である。其れを読むことに依つて  
諸君に話しかけてある祖先の声を——国民万歳を叫ん  
でヴァルミー、ジュマツプ、フリユウルで戦つた、祖  
先——の声を聞け。彼等は諸君を自由にし、現代の王  
者と認めめた。宇宙に於いては人間のみが一人かくなり  
得るのである。彼等は諸君の運命が諸君の掌中に握ら  
れ、且諸君のみに未来の国家の運命がかゝつてゐるの  
を繰返して云つてゐるのである。危機を覚え。其れは  
諸君に対し魅力なる故に諸君を遠ざけないであらう。  
所業の偉大さを且亦其れが帯びてゐる尊嚴さを思へ。  
諸君は其れを放棄したのか。諸君の祖先は諸君を信じ  
てゐる。やがて諸君は国民になるであらう。  
「国民万歳」！

補註二、ルフェーヴル教授の挙げた此のロベスピエールの演

説は、元来ダントン派に属するチュリオの公安委員会委員罷免に端を発して行はれたダントン派の、反ロベスピエール運動への断乎たる挑戦であり、結局ブリースの委員就任を拒絶する形式に於いて其の恐嚇政治の組織が一段と強化され、更に革命軍隊の司令官の全面的更迭を見て一路ロベスピエール派革命政府の機構が完成することになるのである。謂はばロベスピエールの革命政治展開過程に於ける重視すべき政治的段階と言へよう。Aulard 編纂の公安委員会文書集成 (Reueil des Actes du Comité de Salut public. Tome VII P52-35) には九月二十五日付の簡単なる国民公会議事録を収録してゐるが事件の全貌に付いての記録はない。Villat 教授の Révolution et l'Empire (Olio). 1789—1815. Tome I. La assemblée Révolutionnaires (1789—99) P.250. Paris 1497. に依ればロベスピエールの此の反対は將來の恐嚇政治の展開に決定的成功を収めた意味の主張がされてゐる。

## 鎌倉書房

### ——歴史關係圖書——

文学博士

橋本 増吉著 中國古代文化史研究一

慶大教授

松本 信廣著 日本神話の研究

柳田 國男著 家閑談

八幡 一郎著 日本石器時代文化

赤堀 英三著 原人の發見

——近刊——

慶大教授

近山 金次著 中世國家理念の生成

ソルボンヌ大学名誉教授

G・ルフェーヴル著 「八九年」

慶大助教授 鈴木 泰平譯 — Quatre-Vingt-Neuf —

千代田区神田多町二ノ五

電話神田(25)一八〇二番

振替口座東京一八二七四五